

令和6年第5回予算決算常任委員会

令和6年12月18日（水）午前9時30分

下呂庁舎3－1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

- (1) 議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）
- (2) 議第118号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- (3) 議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- (4) 議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- (5) 議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）
- (6) 議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）
- (7) 議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (8) 議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）

5. その他

- (1) 閉会中の継続調査申出について
- (2) その他

出席委員（13名）

委員長	森	哲 士	副委員長	田	口 琢 弥
委 員	下	平 裕次郎	委 員	桂	川 融 己
委 員	大	西 尚 子	委 員	高	井 範 和
委 員	桂	川 いずみ	委 員	加	藤 久 人
委 員	鷺	見 昌 己	委 員	田	中 喜 登
委 員	尾	里 集 務	委 員	中	島 ゆき子
委 員	今	井 政 良			

欠席委員（なし）

委員外議員

議 長 中 島 達 也

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	総 務 部 長	野 村 穰
総 務 課 長	二 村 卓 良	人 事 課 長	今 井 正 典
総務部次長兼秘書課長	杉 山 由 美	危機管理課長	青 木 幹 典
税 務 課 長	江 原 由 佳	まちづくり推進部長	田 谷 諭 志
企 画 課 長	中 村 裕	企画課対策監	熊 崎 秀 樹
財 務 課 長	杉 山 勝 彦	まちづくり推進課長	青 木 一 英
まちづくり推進課課長補佐	庄 田 剛	市民保健部長	森 本 千 恵
市民サービス課長	二 村 和 男	市民サービス課対策監	河 合 純 佳
市民サービス課課長補佐	野 中 マミイ	健 康 課 長	加 藤 冬 城
医療対策課長	小 畑 幸 栄	小坂診療所管理課長	田 立 雅 宏
地域振興部長	大 坪 孝 弘	地域振興課長	渡 邊 展
萩原振興事務所長	小 林 哲	萩原振興事務所副所長	桂 川 直 也
小坂振興事務所長	佐 伯 克 典	小坂振興事務所副所長	石 丸 直 志
下呂振興事務所長	熊 崎 龍 毅	観光商工部長	小 池 雅 之
観 光 課 長	今 井 寛 司	商 工 課 長	中 林 正 樹
観 光 施 設 長	熊 崎 一 彦	福 祉 部 長	小 澤 和 博
社会福祉課長	岡 崎 晋 也	高齢福祉課長	竹 田 太
こども家庭課長	奥 田 真一朗	農 林 部 長	青 木 秀 史
農 林 部 理 事	大 島 愛 彦	農 務 課 長	中 島 康 裕
林 務 課 長	成 瀬 武 晴	建 設 部 次 長	今 井 伸 哉
建設総務課長	福 井 茂 樹	建 設 課 長	中 田 誠
環 境 部 長	田 口 昇	環境施設課長	波多野 一 樹
環境施設課対策監	田 中 隆 彦	上下水道部長	今 村 正 直
水 道 課 長	岩 田 考 広	下 水 道 課 長	谷田部 武 一
教育委員会事務局長	山 中 明 美	教育総務課長	細 江 実
学校教育課長	黒 木 和 実	学校給食センター所長	今 井 健 人
消 防 長	遠 藤 丙 午	消防総務課長	中 田 邦 博
中 消 防 署 長	熊 崎 直 人		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 添 誠	議会総務課長	細 江 隆 義
議会総務課主任主査	柿ヶ野 明 広		

○委員長（森 哲士議員）

お疲れさまです。

ただいまから令和6年第6回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）から議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）までの8件の審査のため、予算決算常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は13名で定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。

それでは、市長挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

昨日はちょっと委員会を欠席させていただきまして、大変申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

県のほうへも午前中は知事と涌井理事長を含めた林業の関係の森林のコンソーシアムで、5団体で要望に行ってまいりました。知事のほうからは、来年2月5日をもって退任されるわけですが、当然予算はもう2月の中旬、下旬にはほぼほぼ決まってくるので、骨格予算とはいえ、かなり骨太で、その骨に若干もう肉もついておるといような予算編成になるということで、これから12月、1月、2月にかけて、また各市の要望もどんどん取り入れていきたいということでございましたので、その後、午後からは各部長を全部回ってきました。全部ではないんですが、我々にとって必要なところを回ってきましたので、また来年度は特別交付税をしっかりと取りに行くということも含めて、また東京要望とか総務省要望、今まで下呂はほとんどやっていないということが本当によくよく分かってまいりましたので、これからも一生懸命、とにかく国から取れるものはしっかりといただくというようなことについて、また今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、また皆様方からいろいろな御要望をぜひともいただいて、こういう政策をやってほしいというようなお話をいただければ、それをぜひとも国・県のほうに反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の予算決算常任委員会、盛りだくさんでございますが、どうぞよろしく御審査のほどお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ありがとうございました。

それでは続きまして、議長挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

今日は4億余の増額補正ということで、慎重審議していただきたいと思います。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ありがとうございました。

それでは、委員会の進行について説明いたします。

本日の審査は、会議システムで配付してあります予算決算常任委員会審査日程表のとおり行います。担当部局におかれましては、補正予算が100万円以上の事業、新規または大幅な内容変更など、特に説明が必要と思われる事業について説明をお願いいたします。

質問される委員の皆さんにおかれましては、内容等を簡潔にまとめていただき、再質問は2回をめぐめといたします。ただし、委員長が認めたときはその限りではございません。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

なお、当委員会の採決は、全て議案の審査終了後に1議案ごとに行います。

委員及び執行部の皆さんをお願いをいたします。議事録作成のため、説明・質疑等、発言の際には必ずマイクのスイッチを入れ、役職、氏名を名のり、ページを言っていただき、簡潔明瞭に発言していただきますようお願いをいたします。

それでは、審査に入ります。

最初に補正予算の概要について、説明をお願いいたします。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

本日の予算決算常任委員会につきまして、よろしくお願いをいたします。

12月定例会におきましては、一般会計のほか4特別会計と3企業会計の補正予算案を上程させていただきました。補正予算の概要につきまして、事前に資料を配付させていただいております。

委員会資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

補正予算総括表でございます。

補正額は、一般会計で4億225万6,000円、特別会計、企業会計を合わせた総額で4億1,413万5,000円でございます。

一般会計の説明につきましては、補正予算書の事項別明細書にて各担当課から事業説明をさせていただきます。

一般会計の歳入及び財源調整方法等につきましては、財務課から一括で説明をさせていただきます。

また、特別会計と企業会計につきましては、各担当課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、次に人件費全般について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

おはようございます。今日はよろしくお願いします。

それでは、人事課からは人件費全般について説明をさせていただきます。

委員会資料の 8 ページを御覧ください。

今回の補正では、特別職で農業委員などの報酬、会計年度任用職員では産後休暇取得による代替職員の報酬の増額などを計上しております。

上段表を御覧ください。

特別職の補正内容を掲載しております。

農地利用最適化交付金の増額によります農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬130万6,000円を増額するものです。

中段表は、会計年度任用職員の補正内容を掲載しております。

一般会計では、育児相談業務を担う助産師職員が産後休暇に入るため、その代替となるパート職員 1 名の任用に伴います報酬20万7,000円の増額、国保会計では、小坂診療所の薬剤師報酬40万3,000円の減額が内訳となり、人件費全体では19万6,000円の減額となります。

なお、小坂診療所の薬剤師報酬につきましては、後ほど国保特別会計で担当課から改めて説明を行いますので、よろしくお願いします。

下段表、正規職員、再任用職員、任期付職員について、今回補正はございません。

以上で人件費の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、人件費全般について説明をいただきましたが、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で人件費全般の質疑を打ち切ります。

続きまして、議第117号 令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第10号）について、各担当課から補正予算の事業説明を受け、質疑を行います。

最初に、1 款議会費の説明をお願いいたします。

○議会総務課長（細江隆義）

では、補正予算書の 9 ページをお開きください。

議会費については、債務負担行為の補正について説明をさせていただきます。

表の 1 番ですが、議会だより印刷業務でございます。

3 月定例会に係る議会だよりの編集に当たりましては、3 月中に業務の依頼を行い、成果品の検収が 4 月となり年度をまたぎますので、契約期間を 3 月から翌年 2 月までの 1 年間とするため、債務負担行為の追加補正をさせていただくものです。

債務負担の期間は令和 7 年度、限度額は236万7,000円でございます。

続きまして、表の 2 番、議会会議録調製業務でございます。

こちらは会議の音声データの反訳業務でございますが、こちらにつきましても、議会だよりと同様に 3 月定例会に係る会議録調製が年度をまたぎますので、契約期間を 3 月から翌年の 2 月までの 1 年間とするため、債務負担行為の追加補正をさせていただくものです。

債務負担の期間は令和7年度、限度額は256万4,000円でございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

1款議会費について説明いただきましたが、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で1款議会費の質疑を打ち切ります。

次に、2款総務費の説明をお願いいたします。

○萩原振興事務所副所長（桂川直也）

よろしくお願いいたします。

予算書の20ページ、下段をお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、星雲会館（萩原庁舎）等管理費臨時です。今回、歳出額の補正はありませんが、財源更正の補正となります。

星雲会館の空調設備更新事業の財源につきましては、地方債の過疎債で借り入れる予定でしたが、県からの提案もあり、星雲会館は指定避難所となるため、緊急防災・減災事業債への借入れ区分を変更することとなりました。過疎債での借入れの場合は、対象事業費は、介護施設については半分、事務所部分については対象外というふうになっておりますけれども、緊急防災・減災事業債に変更になったことで、指定避難所全てが対象事業となることで、介護施設も事務所も全てが対象となり、起債額を増額することとなりまして、今回、起債額4,300万円の増額となり、一般財源を4,300万円減額するものです。

萩原振興事務所からの説明は以上となります。

○下呂振興事務所長（熊崎龍毅）

補正予算書の21ページをお願いいたします。

説明欄の上段、下呂市民会館管理費140万3,000円につきましては、市民会館の燃料費と水道料の増額です。連日の猛暑により、灯油式冷温水器の稼働が増加したことにより、年間の燃料費に不足が生じるため、増額をするものです。

説明は以上です。

○財務課長（杉山勝彦）

同ページ、下段をお願いいたします。

6目企画費の市内JR駅整備基金費1億円の増額は、今議会に上程しております基金条例の一部改正により、新たに基金を設置し積み立てるものです。なお、今年度は1億円を積み立て、今後計画的に積み立てていくこととしております。

財源は、ふるさと応援基金の留保分を繰入れいたします。

その下の下呂温泉街賑わいづくり基金費1億円の増額も、基金条例の一部改正により新たに基金を設置し積み立てるもので、この基金については、民間都市開発推進機構、MINTOになりますけれども、こちらからのまちづくりファンドの資金拠出を受けるため、財源はふるさと基金

の留保分から繰入れをいたします。

説明は以上です。

○地域振興課長（渡邊 展）

補正予算書22ページの上段をお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、移住定住促進事業192万円の追加です。これは、移住促進住宅購入費等助成事業におきまして、これまでに14件、566万2,000円の交付をしておりますが、現在、さらに7件の相談を受けております。このため、予算の不足分を増額補正するものでございます。

なお、財源としまして、岐阜県空き家利活用事業補助金110万6,000円、清流の国移住支援事業補助金19万8,000円を充当いたします。

説明は以上でございます。

○財務課長（杉山勝彦）

予算書の8ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正の最上段、公用自動車更新事業です。

こちらはリースにより公用車を購入する事業です。発注仕様書で見込んでおりました参考車種が受注停止となり、入札が不調となっているもので、参考車種の受注再開予定は年明けで年度内納車が見込めなくなったことから、リース料50万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。説明は以上です。

○まちづくり推進課長（青木一英）

補正予算書の8ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正について、上から2番目、総務費、下呂交流会館管理運営費臨時（アリーナ床改修工事）は、下呂交流会館アリーナ床改修工事について繰越明許をお願いするものです。金額は1億3,293万3,000円です。

続きまして、委員会資料の9ページをお願いします。

下呂交流会館アリーナ床のスポーツ用弾性長尺塩ビシート（タラフレックス）への改修工事について、令和6年度中の実施予定でしたが、本工事施工後の不具合の発生防止を目指してあらゆる検討を行うため、令和7年度に事業繰越しを行うものです。

経緯を御説明します。

当初の工事予定としては、日産工業株式会社が1億2,650万円で落札をし、現場工期を令和7年2月から3月で実施することにしておりました。ところが、令和6年10月31日に当該工事の資材調達量を量るため、竣工以来初めてとなるアリーナ床4か所の開口調査を行い、そこに竣工時の設計業者である日本設計株式会社をはじめ、鋼製下地メーカー、体育用具メーカー等が立会いを行った結果、既存床構造に問題は確認されず、床不具合の発生原因が不明となっております。

不明では、問題はありますが、床不具合の発生原因が不明ということに、このまま工事を続けてよいのかという疑念点がございます。そのため、市としては、引き続き関係各所からの知見

を収集して、でき得る限り不具合発生の可能性をなくした上で施工に入りたいと考えております。

令和6年12月中旬をめどに知見をまとめますが、現在集まっている見解の一部を御紹介します。

9ページ下段ですが、重量物に対して床の下地合板とフローリングの表層材、こちらがそれぞれ異なる動きをしている可能性があるため、下地合板とぴったり一体化をした塩ビ製の表層材に変えた場合であれば追従性が高くなるということが考えられます。

また、アリーナ床の管理方法について、日照防止や空調管理、重量物の移動等のルールを改めて検討して徹底することが今後求められます。

それでは、10ページを御覧ください。

工期について、着工の判断が2月に間に合わないと考えられるため、苦渋の決断ではありますが、工期を令和7年度に繰越しして、令和7年10月以降に再設定をいたします。なお、この繰越しに関して、アリーナ予約及びねりんピック2025太極拳競技の開催には影響がございません。

説明は以上になります。

○税務課長（江原由佳）

よろしくお願いします。

補正予算書23ページ中段をお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、賦課徴収諸経費臨時です。182万5,000円の増額となります。内訳といたしましては、需用費、印刷製本費が99万9,000円、諸委託料が42万6,000円、過誤納還付金が40万となっております。

この増額補正のうち、印刷製本費及び諸委託料につきましては、今回議案で提出しております宿泊税条例が可決された場合に行う事業となります。印刷製本費につきましては、宿泊施設へのポスターやチラシなどの作成費となっており、宿泊税の導入を事前に十分周知するための費用です。諸委託料は、宿泊税の収納管理システムのプログラム開発委託費で、宿泊税導入に向けた事前準備として行うものです。

その下、過誤納還付金です。還付金は、過年度申告などにより過払いとなるケースが年間を通して一定数発生しており、今回過去の実績から不足が生じると思われ、速やかな過払い分の還付を実施するため、必要な予算を確保するものです。

税務課からの説明は以上です。

○市民サービス課長（二村和男）

同じく23ページ最下段を御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民事務費臨時303万円の補正です。これは、戸籍システムのクラウド化のため、機器設定に係る業務委託費と24ページ最上段にあるクラウド化に必要な機器購入費220万円となります。

予算書の8ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正、表の上から3行目、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、

戸籍住民事務費臨時（戸籍システムクラウド化機器設定業務）について繰越明許費を計上するもので、金額は110万円です。

この補正の機器設定業務は、戸籍システムのクラウド化の一環業務です。機器設定業務の標準的な工期は4か月から5か月程度と見込まれており、令和7年6月9日からのクラウド化のため、本年度中に実施し、繰越しを行うものです。補正額は83万円ですが、入札差金を含めたものになるため、業務委託の繰越額は110万円となります。

説明は以上です。

○総務課長（二村卓良）

よろしくお願いします。

それでは、補正予算書の9ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正の3番目、広報紙発行に係る印刷製本業務（総務課）でございます。

新年度の広報紙の発行に当たり、業者選定や発行スケジュールの協議調整を今年度中に行うため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

期間は令和7年度、限度額は814万円でございます。

説明は以上です。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

債務負担行為補正予算書について御説明させていただきます。

4番の道の駅南飛驒小坂はなもも指定管理料（小坂振興事務所）、これは道の駅はなももの指定管理料でございます。

期間につきましては令和7年度より令和9年度までの3年間となっております。限度額といたしましては2,670万円でございます。

説明は以上でございます。

○企画課長（中村 裕）

同じく9ページ、第3表 債務負担行為補正の5番、オーガニックワークプレイス指定管理料でございます。

本件については、本定例会において議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定として提出しております下呂市オーガニックワークプレイスの指定管理に伴い、指定期間中の指定管理料について債務負担行為の補正をお願いするものです。

期間は令和7年度より令和9年度まで、限度額は930万円です。

総務費について説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、2款総務費について説明をしていただきましたが、質疑はありませんか。

○委員（尾里集務議員）

すみません。先ほどの資料の9ページをお願いします。

下呂交流会館のアリーナの床の改修の件なんですけれども、延期になったということござい

ますけれども、これからしっかりと調査をしていただいて、張り替えということになるんですが、この塩ビシートに切り替えるという経緯と、今後この塩ビシートによって競技ができる競技、できない競技というのが出てくるかと思うんですが、その辺について御説明をお願いいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

この下呂交流会館アリーナ床の改修に至った経緯でございますが、令和5年3月にスポーツの練習中に滑り込みで3針縫うけがが発生をしております。この木質床で起きたその事故について、令和5年度に検証を進めてまいりましたが、その中で当該アリーナが空調を入れているということ、この空調により木質床に過乾燥、乾燥し過ぎて反り返るですとか、そういったところが発生している可能性が高いということ。そして、その原因に先ほど御説明した中にもありますが、下地材と表層材、2つの木質の材料がビスで留めてありますが、それぞれが重量物に対して異なる動きをしている可能性があるというような見解が示されまして、塩ビシートであれば下地材と密着をしておりますので、そういった木質床に起因する事故がないということで採用を決めたという経緯になります。

そして、スポーツへの対応ですが、こちらは令和5年度に当該アリーナを定期利用していただいております主に球技、バスケットボールでありますとかバレーボール、こういった球技の方には団体、県連盟クラスまで協議をした上で、採用について検討をしておりますが、なかなか定期利用以外の様々なスポーツについて全て検討したということはございませんので、そこについては球技以外のところで全てのところを諮ったということはございません。

説明は以上です。

○委員（尾里集務議員）

そうしますと、今後、多目的機能を有するアリーナ施設ではございますが、競技ができるのとできないのとなってくるということです。それと、今後、日照時間とか空調管理があつて不祥事が起きたということは、今後ですよ、体育館、要は子供たちのスポーツじゃなくて、中学校、小学校の体育館に今後空調を入れるという話になった場合に、そういうことが起こってくる可能性もあるということです。なので、今までそういった中学校の体育館でそういったことが起きていないと思うんですけれども、起きているかもしれませんが、まずはアリーナの床の不具合が今分からないという、調査しても分からないというところなんですけれども、そういったところでしっかりと調査をしていただいて、多目的機能を有する施設にしていきたいというふうに思いますので、その辺の見解はどうでしょうか。

○まちづくり推進課長（青木一英）

体育館については、当該アリーナが空調がある体育館ということで、いささか市内の中でも特殊なケースになります。体育館の木質床については、ほかの体育館、別の材質に変えるという計画は今のところございませんので、木質床で行うスポーツについては、あさぎり体育館と、そういった体育館のすみ分けというか、御案内をしていきたいと考えております。

また、体育館床、木質床の維持管理につきましては、消費者庁から体育館床の管理に関するガイドラインというものが出ておりますので、これに沿った管理について、市内にも様々な施設がございますので、これからそういったところに合わせた管理基準の設定ですとか、あと現状の把握、そういったものにも努めてまいりたいと考えます。以上です。

○委員（尾里集務議員）

すみません。そうしましたら、今のアリーナでできない競技は、ほかの施設でやってもらうということなんですが、今あの施設は空調管理がしっかりとなっているから、そこで競技を行う、また公式な試合もあそこで行われるということですので、そうしたあそこでできない公式な試合は空調のないところでやれという指示になるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（青木一英）

現在のところ、体育館に空調を整備していくという計画はまだ立ててございませんが、9月議会でもそういった御質問をいただいております。

また現在、担当課では、スポーツ施設の再編整備計画というものを策定中でございますので、そういった中に何らか今後の方向について盛り込めないかということは考えたいと思います。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

何点か、今のものとほかのものも含めてですが、まず1つ、今のアリーナの件、じゃあそのまま1つですが、今回この工事を予定していたことに伴って使用停止というか、予約の受付停止とか、そういったこともあったかと思えますし、今回不具合が発生したことによって、来年度の工事までの期間中は全く問題なく使えるということだとは思いますが、今まであった不具合というか、出てきてしまう、床材の一部が出てきてちょっと危ないと。それをもう一回修理をするというのは、また予算として今後必要になってくる可能性が次の工事までの間にあり得るのかというところをちょっとまず1点と、あと、すみません、別の事業なんですけど、先ほど20ページの総務の管理費臨時の星雲会館の工事の、正式な名前が緊急防災・減災事業債の件で充当しますという話があったと思うんですが、こちら、すみません、充当率といいますか、全てが前の事業だと過疎債の措置で50%、事務所部分の対象外ですよという話があって、今回のこの新しいものになると全て対象となったんですが、その場合のパーセンテージが何%というところをちょっとお聞かせいただければと思います。

あと、ごめんなさい、もう一点。宿泊税に関してのところ、23ページの賦課徴収諸経費臨時のところ、印刷製本費というところでチラシやポスターを手配するという話がありましたが、こちらの告知の開始時期みたいなものの想定がもし現時点で分かっていたら、お聞かせいただければと思います。以上です。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

桂川委員からいただきました1つ目の質問について答弁をさせていただきますけれども、まず、修理は必要かというところでございますけれども、これについては、現状において必要になるかどうかというところは、今後の状態次第というところでございます。

そして、その予算の確保につきましては、新年度予算の中で交流会館の指定管理料の中に修繕費相当を盛り込むこととしておりますので、この中での対応をしていただけるということが可能でございます。

また、あわせて質問にはございませんでしたけれども、改めて申し上げますと、今回の工事で問題が起きたということではございませんので、改めてお伝えをさせていただきます。開口をさせていただき、資材の発注数量を確認するために開口させていただいたと。そして、原因が不明であったというところから工事がそもそも始まっているんですけれども、この中で今後二度とこの不陸が同じようなことが起きないようにということで、各種の専門家の方々からの知見をいただき、工事後に同じような不陸が起きないようにするためにどうしたらいいかということを今検討させていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

また、利用団体とか競技によって、その施工後利用できないのかというお話も、先ほど尾里委員からもございましたが、基本的には利用はできると思います、どのような競技であっても。ただし、例えばということで申し上げますと、剣道などの公式大会ですと、原則として木質床というような規定があるそうでございますので、そういったところが団体として、原則というその基準をこのアリーナの塩ビシートの床でやられるかどうかというところは競技団体の判断になろうかと思いますが、基本的には使っていただくことは十分可能だとは思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○財務課長（杉山勝彦）

2点目の星雲会館の空調整備、こちらの起債、緊急防災・減災事業債というものになりますけれども、こちらの御説明をしたいと思います。

先ほど萩原振興事務所副所長より説明いただきましたが、従前は過疎債というものを充てておりました。今回、緊急防災・減災事業債というものを充てるわけなんですけれども、こちらについては、指定避難所とみなせる施設全面に対して充当率は100%になります。ちょっと付け加えさせていただきますと、過疎対策事業債については、その返還、元利償還金に対して7割の交付税措置がございます。今回のこの防災・減災事業債につきましても、同様に7割の交付税措置ということですので、交付税措置率としては同様、一緒ということでお願いをいたします。以上です。

○税務課長（江原由佳）

すみません、3点目の宿泊税の事前の周知の予定ということでよかったでしょうか。

一応、7年の10月1日から導入を目指しておりますので、議決後に速やかに印刷をして事前に案内をすることとしています。

また、オンラインの予約についてはもう既に始まっていますので、これについては各宿泊施設には既に宿泊税がかかる予定だよという周知をお願いしておりまして、今後はまた改めて、予定

をなしにして周知する予定にしております。

説明は以上です。

○委員（桂川融己議員）

説明ありがとうございます。もろもろ承知しました。

1点、すみません。ちょっと今の宿泊税に関するチラシやポスターの件、もう既に宿泊施設のほうで対応いただいている内容ではございますし、すぐに印刷して案内をしていくということですが、これはもう今年度中に議決が終わったら令和7年1月から3月の間ぐらいからもう告知が始まっていくと、そういったことになるのでしょうか。

○税務課長（江原由佳）

そうですね。今委員おっしゃられたように、そのまま議決後、速やかに印刷をして、少しでも早く、今年度中の早い段階で周知する予定にしております。お願いします。

○委員長（森 哲士議員）

そのほかありませんか。

○委員（今井政良議員）

おはようございます。

先ほどの尾里委員からの質問に対して、ちょっと関連で質問させていただきますけれども、せっかくアリーナ、ああいった下呂市にとっても唯一のスポーツの大きな大会ができる施設であります。今話を聞いたところ、来年のねんりんピックの太極拳の競技については問題なく使用できるという回答でありましたので安心しましたけれども、やはりこの種目はできる、できないということでなしに、やっぱり下呂市内外から、また若い人たちを含め、競技者があの施設を活用してみえます。そういった姿を見たときに、やっぱり今までの施工が悪いかいいかはちょっと別にして、やっぱり下呂市としてあの施設が全ての競技に対応できるような、県下でも唯一の施設であるというようなことを、ぜひ今後いろんな施設等を見ていただいたりして検討していただいて、最終的に決めていただきたいと思いますと思いますが、その辺の見解だけお願いします。

○まちづくり推進課長（青木一英）

基本的には全てのスポーツに対応しておるというふうに考えておりますが、それぞれのスポーツの中の規定によって、ここが適さないという判断をいただいた場合には、市の中核スポーツ施設ということであればあさぎり体育館もございます。そういったところすみ分けをしていきたいと考えております。

そして、委員御質問の中にございました竣工時の施工につきましては、これは今回確認をした結果、全て目視、それから数値上も問題はないということでしたので、そういった事例ではございません。それが無いにもかかわらず起こっている事象について検証していくということになりますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員（今井政良議員）

分かりましたけど、再度大きなお金をかけてあの施設を改修するわけですので、やはりやった

後、またそういった同じような問題が出ては、非常に多額の経費を使うわけですので、ぜひ施工する前に、まだ期間がありますので、いろんなノウハウを得ていただいて、全競技に使えるように、またエアコン等もしっかりとした施設でありますし、夏場の、特に猛暑のこういった状況の中で、やはりあの施設というのは全ての競技に使えるんだというのを前提にした施設であってほしいと思いますので、ぜひその辺、急がなくても結構だと思うので、いろんなノウハウを得て最善の施設にさせていただきたいと思いますので、述べておきます。お願いします。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

今回、繰越しをさせていただき、工期を先延ばしさせていただいたのは、まさに今委員のほうから御意見いただいたとおり、よりよい施設として今後長く使っていけるようにするために、専門的知識の知見を集めて、しっかりとした施工と管理をやっていこうというところでお時間をいただくというものでございます。

我々としても、いろんな全国の事例なども集めながら、よりよい施工、そして管理ができるように今後努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高井範和議員）

このアリーナの今後の管理方法についてということで、9ページの一番下に日照防止だとか、空調管理ということがありますが、これが例えば今後データが気温とか湿度とかが常にデータをアップして、何か高温になったり、過乾燥になったりするとエラーが鳴って調整できるとか、そういった管理についての仕組みを導入とか、そういったことは検討はされますか。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

管理について、新しい機器とか設備を設けるかというところについては、今のところその考えはございません。先ほどまちづくり推進課長のほうから、今集まっている知見の御紹介をさせていただきましたけれども、もう少し詳しくお話を私のほうからもさせていただきますと、一般的にアリーナを管理していく上において、暗幕を閉めて、暗い状態で直射日光が当たらず管理をするというのが一番よい状態にアリーナを保つという基本的な管理だそうです。これらが今まで交流会館においてはカーテンが開けっ放しで西日が入るような状況もございました。こういった点も今後改めていただきたいと思っておりますし、バスケットゴールのような重量物を移動させるときに、養生シートといいまして、アリーナの床を損傷させないような管理の方法もあるということも知見の中で集まっています。

そういったところをしっかりと管理の中でもやっていただくことによって、今回のような比較的短い期間で張り替えをする必要が出てきたという状態がありましたので、二度とこういったことがないように管理、それから管理については徹底をしたいと思っています。

また、施工についても15年ほど経過した中で、当時の施工方法としては何ら問題はございませんでしたけれども、今、新しい技術とか施工方法というものも出てきています。そういったもの

も今回の工事を施工するに当たっては、最新の資機材等を活用しながら、不陸が起きないような方法での施工を施工者とも協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○市長（山内 登）

この問題について、いろいろと今御意見をいただきました。皆さんのおっしゃることはもう当然だと私も思います。結構、このアリーナは使用率からすると市民のほうが多いんです。6割ぐらいを市民が使っている。ただ、コンベンションとか全国大会、プロリーグとか、そういうところもやっぱり招致をしながら使っていく。今、13番委員がおっしゃったように、そういうこともしっかりと考えながら使っていくというときに、ここに出てくる塩ビ性表層材というのを最初からこれでいきたいというような話で僕のところへ出てきたんですが、後々調べてみると、やっぱり剣道が原則は使えないということで、いろんなそれで、ここで使ったスポーツ全ての団体と一度しっかりと話をしながらやっていかないといけないということはちょっと考えています。

例えば、ここで問題があったのが、重量物となる移動式のバスケットコート。これは移動式のバスケットコートを使うことによって、たしかBリーグぐらいまでは使える、プロリーグが。でも、あれがないとプロリーグが使えないとか、いろんな制約があって、みんなは使えるんですよ。今部長が言ったように、全ての競技は使おうと思えば使える。練習とか、普通の一般の試合なら。ただそういう国際ルールとか、規定にのっとった全日本規定にのっとったそういう大会がなかなかいろいろとまた不具合が出てくるということも考えると、ちょっともう少し我々も慎重に、今皆さんからこれだけの御意見が出たということは慎重に考えながら、何がベストなのか。最終的には結局はそこでできないような競技が多く出てきちゃえば、これは困りますので、そこはちょっともう一度、我々としても今皆さんの御意見を踏まえながらやっていきたいと思います。

ただ、あとは工期の関係とか、その辺りも含めながら、また皆さん方に御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で2款総務費の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（森 哲士議員）

再開いたします。

では、続いて3款民生費の説明をお願いいたします。

○社会福祉課長（岡崎晋也）

補正予算書25ページ上段を御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、結婚新生活支援事業196万6,000円の増額は、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、夫婦共に39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯に対し、スタートアップに係る新居の取得費用や家賃、リフォーム代など最大で60万円支援しているものでございますが、令和5年度の申込件数が4件であったのに対し、令和6年度は現在9件の申込みとなっており、増加傾向となっております。今後の申込みに対応するため、増額補正を行うものです。

なお、財源としましては、国庫支出金3分の2の補助で131万円を充当しています。

次に、中段の2目障がい者福祉費、障がい者福祉臨時事務事業196万2,000円の増額は、令和5年度岐阜県障がい者自立支援給付費等負担金の翌年度精算に係る返還金です。

次に、障がい者補装具給付事業260万8,000円の増額は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい児者に対し、身体上の障がいを補うための用具の給付、修理に要する費用を支給するもので、今年度は車椅子などの高額な補装具の申請が多く、予算に不足が生じることから、増額の補正を行うものです。

なお、財源としましては、国の2分の1補助で130万4,000円、県4分の1補助で65万2,000円を充当しています。

説明は以上です。

○市民サービス課長（二村和男）

26ページ最下段を御覧ください。

1 項社会福祉費、5 目福祉医療費、福祉医療費助成事業（小・中・高校生等）751万3,000円の補正です。9月末時点の支出状況からの推計により不足が見込まれたため、補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

よろしく願いいたします。

補正予算書27ページ中段を御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、児童福祉総務職員給与費は、こども家庭センターに配置している統括支援員を補助対象に追加したことによる国県支出金の財源充当額502万5,000円の財源更正をするものです。

その下、児童福祉総務諸経費臨時の国県支出金返還金696万9,000円は、令和5年度における国県補助充当事業の確定により、子ども・子育て支援交付金をはじめとする国県補助金の余剰分を返還するものです。

説明は以上です。

○市民サービス課長（二村和男）

28ページ中段を御覧ください。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費、児童手当給付費5,828万円の補正です。本年10月からの制

度改正により、児童手当が拡充されました。所得制限の撤廃、給付対象年齢が中学生までから高校生年齢まで引上げ、第3子以降の給付額が3万円となりました。支給対象の児童数が1月当たり約500人増員する見込みで算定しています。この拡充に対する児童手当給付費を増額するものです。

充当財源として、国庫支出金5,891万8,000円の増額、県支出金32万9,000円の減額となります。

当初予算は制度改正前の内容で算定していました。制度改正により、10月分から国庫支出金の負担割合が増加し、県と市の負担割合が減少しました。制度改正を踏まえた交付申請額となっております。

説明は以上です。

○こども家庭課長（奥田真一郎）

28ページ下段を御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費、保育所職員給与費は、直営こども園で実施している地域子育て支援センターに係る国県支出金の算定の見直しを行ったことによる704万6,000円を財源更正するものです。

次に、29ページ中段を御覧ください。

保育所公設民営事業は、令和6年度から、きたこども園で実施している萩原北子育て支援センターに係る国県支出金の算定の見直しを行ったことによる417万2,000円の財源更正をするものです。

その下、保育所備品整備費の152万6,000円の増額は、わかばこども園に設置してある未満児用屋外遊具が保守点検により撤去、取替えの指摘を受けたため、新たに遊具などを購入するための経費でございます。

続きまして、30ページ下段をお願いします。

6目学童保育費、学童保育クラブ運営事業は、国県補助金に係る算定の見直し及び寄附金収入等により293万2,000円の財源更正を行うものです。

説明は以上です。

○高齢福祉課長（竹田 太）

予算書の8ページをお願いいたします。

繰越明許費補正について御説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、介護職員確保対策事業の介護人材確保ホームページ作成業務において、当初予算額の198万5,000円の繰越しをお願いしたいと思っております。

理由といたしまして、今年度内のホームページ完成を目指し、6月24日に委託契約を締結しましたが、10月1日に相手側企業の弁護士より破産に向けた手続開始の受任通知を受け取ったことにより、当該事業所の業務遂行が不可能になったと判断し、10月25日に契約解除を行いました。再度の契約事務を進めるに当たり、年度内の完成が見込めないため、繰越明許費を追加するものでございます。

高齢福祉課からは以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○市民サービス課長（二村和男）

先ほどの発言に数字の誤りがありましたので、訂正をいたします。

28ページ中段をお願いいたします。

先ほどの説明で、充当財源、国庫支出金が5,891万8,000円と説明いたしましたが、正しくは5,891万9,000円が正しい数字でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは3款民生費について説明いただきましたが、質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

ちょっと1点だけ教えてください。

先ほどの39歳以下、500万円以下の所得の方が令和6年度9件あったというようなことで、結婚新生活支援ということで先ほど説明があったんですが、この39歳という、これは国で決めたものか、下呂市独自のものか、ちょっとその辺だけ確認したいということと、今の結婚そのものが40代というようなことで、結構上限になっておるんですね。そういったことがありますので、もし45とかに上げた場合、そういった対象者があるのかなのか、もし分かればお願いします。

○社会福祉課長（岡崎晋也）

すみません。今の39歳以下という要件でございますが、全国的に行われている制度でございます。国のこども家庭庁の地域少子化対策重点推進補助金の活用しておりまして行っている事業で、国で決まっている基準でございます。

あと、結婚の年齢構成みたいなのでよろしかったでしょうか。一応広報「げろ」の人の動きの結婚欄があるじゃないですか。その数字をちょっと拾っているんですけども、令和3年度が全体で55組の結婚、令和4年度は全体で62件の結婚、令和5年度が全体で38件の結婚、令和6年度は12月まででございますが、31件の結婚ということで上がっておりまして、その中で年齢構成を見ますと実は9割以上がこの39歳以下の対象ということになっているんですけども、所得制限が500万円未満ということの区切りがありますので、実際それだけの人はおりますが、対象になっているのは今言った数字ということになっております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかにありませんか。

○委員（加藤久人議員）

まず2件お願いしたいんですけど、今ありました結婚新生活支援事業、25ページに書かれた分ですけども、今の答弁ですと、結婚数はそれほどというか、前年度と比べて減っているんですけども、去年と思うと今年この金額、件数が増えたのはどういった分析をしておられるからというのをもう少しお聞きしたいなと思いますし、もう一つが、27ページの先ほど言われた医療費の助成不足見込み分の増額ということなんですけれども、当初幾らを見込んでおられたらここまで増えたのかということと、この辺のここ数年の傾向はどんな感じなのか、もしつかんでおられ

たら教えていただきたいんですけれども。

○社会福祉課長（岡崎晋也）

増えている要因の分析でございますが、実際、先ほども申し上げましたが、広報「げろ」の人の動きの御結婚の欄の令和4年度が62件で、令和5年度が38件ということで、令和5年度は明らかに下がっております。令和6年度は31件ということで、これ12月までの数字ですが、今どんどん上がってきておるようなことも考えられますし、対象となる所得制限が先ほどもありましたが若い世帯ということで、そういった所得制限の当てはまる方が今年度はちょっとたまたまなんという言い方、よいのか分かりませんが、多いのかという分析といいますか、そういう状況になっております。以上です。

○市民サービス課長（二村和男）

この制度は令和6年度から高校生世代まで延長した世代でございますので、ちょっとまだ前年度実績というものがなかなか取りにくい制度でございます。当初の事業費が7,800万程度を想定しておりまして、今回750万の追加ということになっております。

こういった制度は、ちょっとこの750万というのも払えなくなってしまうと厳しいということもありまして、若干多めには取っておるところでございますので、今回の額で大体おおよその来年度以降の目安ができるのではないかとこのところも考えております。

ただ、福祉医療費はそもそも風邪、はやり風邪とかに大変左右される制度でございますので、なかなかその分析というのは難しいですので、ちょっと単年度実績と、あと昨年度までの実績を積み重ねながら、必要に応じて補正をさせていただくというような形でお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

高齢福祉課のほうで、予算の8ページの先ほどの介護職員確保対策事業のホームページ作成業務に関してのところをちょっと質問させてください。

今回、発注をした企業さんが破産の宣告を受けてということで、さきの経緯はお伺いしましたが、こちらの契約のところに関しては、入札というような形で行われていたのか、随契みたいな形でやっていったのかとか、ちょっとその辺りの経緯だとか、あと、この先、介護職員の確保対策というのは非常に重要なところだと思いますので、この事業に対していつ頃の次の完成を目指して、今こんな動きが取れていて、この頃にはこういうふうにはアップできるよとか、そういったちょっとこの辺りの今後のところについても教えていただければと思います。

○高齢福祉課長（竹田 太）

まず、この本件の契約につきましては、ホームページ作成という事業内容を踏まえまして、提案内容を重視した契約を目指した公募型プロポーザル方式を取らせていただきました。2件の応

募がございまして、その審査に基づいて評価の高い事業所を選定させていただいたというような形でございます。その後、随意契約の手続に従って契約に至ったというのが経緯でございます。

今後の展望につきましてですが、繰越しをお認めいただいた後に、また再度プロポーザルのほうをかけさせていただいて、新たな事業者選定に移りたいというふうに思っております。

事業の実施期間といたしましては、8か月ぐらいはかかるのかなというふうには考えておりますので、来年度中旬ぐらいをめどに何とかホームページにアップできるというふうなというふうに現在は計画を立てております。以上でございます。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。

2件応募があった中で選定ということで理解できました。本当にここ、結構重要な要素だと思います、こういうふうに進められていったと思いますので、ぜひ早めに進められるように、なかなかとはいえ、こういうこともあると審査も大変だと思いますが、進めていただければと思います。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

下呂市の結婚新生活支援補助金のことについてお聞きしたいんですけれども、こちらは今説明があったように、夫婦合わせての所得制限があるということなんですけれども、例えばなんですけれども、それは前年度を多分基準にして考えてみえると思うんですけれども、寿退社ですとか、市外から夫婦のどちらかが引っ越してきた場合ですと安定した仕事に就けられないといいますが、前年度を基準にしてしまうとその500万円には達してしまっているんですけれども、こちらに帰ってきた、ないしは結婚を機に仕事を辞められた方などにはどのような補助をしてみえるのか。もしないなら教えてください。

○社会福祉課長（岡崎晋也）

今言われたとおりですけれども、実際は前年度所得によるもので、実際結婚されたときにその収入があるのかというと、ないのかもしれませんが、制度的にはやはり比べるものが前の所得というところで、今分かっている現状と所得で判断している実情でございます。それ以外はございません。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で3款民生費の質疑を打ち切ります。

休憩いたします。再開は10時45分をお願いいたします。

午前10時37分 休憩

○委員長（森 哲士議員）

再開いたします。

続いて、4款衛生費の説明をお願いいたします。

○健康課長（加藤冬城）

31ページ最下段を御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の公衆浴場設備改善対策事業259万3,000円の増額は、市内公衆浴場業者から下呂市公衆浴場設備改善対策事業補助金の対象となる改修費用等の補助申請の打診があったため、見込まれる補助金につきまして増額補正するものでございます。

なお、特定財源の県支出金172万8,000円は、岐阜県公衆浴場設備改善対策事業補助金に基づく事業費3分の2の助成によるものでございます。

32ページ1段目を御覧ください。

2目予防費、予防接種事業139万9,000円の増額は、県外で予防接種をされる方が当初見込みより多く、扶助費が不足するため増額補正するものでございます。

9ページ中段を御覧ください。

第3表 債務負担行為補正、6. 飛騨川温泉しみずの湯指定管理料については、今議会に議案として提出しております飛騨川温泉しみずの湯の指定管理を令和7年度から令和10年度までの4年間行っていただくに当たり、指定管理料1億554万1,000円を設定したものでございます。

説明は以上です。

○環境施設課長（波多野一樹）

よろしくお願いいたします。

補正予算書33ページ下段を御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、説明欄のごみ処理施設管理運営費臨時について、100万2,000円の増額です。内訳の諸委託料78万2,000円、備品購入費22万円について説明いたします。

まず、諸委託料ですが、北部リサイクルセンター進入路脇の支障木の伐採、撤去及び視界を遮っております枝の払い落としを行い、ごみ持込み者の安全確保を図りたいという案件であります。

続きまして、備品購入費は、南部リサイクルセンターの計量表を打ち出すプリンターが故障しておりまして、新たに購入するための備品購入費を計上させていただきたいものであります。

衛生費について、説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、4款衛生費について説明をいただきましたが、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で4款衛生費の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（森 哲士議員）

再開いたします。

続いて、6款農林水産費の説明をお願いします。あわせて、11款災害復旧費で農林部関係の補正がありますので、続けて説明をお願いいたします。

○農務課長（中島康裕）

よろしくお願いします。

予算書34ページをお開きください。

下段、6款農林水産業費、1項農業費の農業委員会費、右説明欄の農業委員会運営費139万6,000円の補正です。令和6年3月29日付の国の要綱改正により交付額の算定基準が見直され、国からの交付金が増額されたことを受けて、農業委員等による農地利用の最適化に向けた活動の実績に応じて支払われる加算年額報酬130万6,000円と事務消耗品費9万円を増額するものです。これに伴い、県支出金139万6,000円を増額計上しております。

続いて、予算書35ページ中段、農業振興費、野生鳥獣個体数管理事業110万3,000円の補正です。野生鳥獣による農林業や生活環境への被害の軽減及び生態系の保全を目的に県から交付される補助金で、当初予算では377頭分、565万5,000円を計上していましたが、過去の実績を基に県への補助金増額等の要望の結果、ニホンジカ捕獲報償金21頭分31万5,000円と、本年度から新たに対象となったニホンザル捕獲報償金49頭分73万5,000円及び事業実施に伴う事務消耗品費5万3,000円の増額交付決定を受けたことにより増額補正するものです。これに伴い、県支出金114万5,000円の増額を計上しております。説明は以上です。

○林務課長（成瀬武晴）

予算書36ページをお開きください。

6款農林水産業費、2項林業費の中段、2目林業振興費、森林経営管理事業597万6,000円です。森林経営管理法に基づく意向調査を馬瀬・中切地内で実施するために、補正額597万6,000円を計上するものです。

予算書17ページをお開きください。

下段の19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金の最下段、森を育て活かす基金繰入金597万6,000円です。今ほど説明をいたしました森林経営管理事業の財源として基金を取り崩すものです。取崩しの後の基金残高はゼロ円となります。

予算書8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正です。

中段の6款農林水産業費、2目林業費、森林経営管理事業5,200万です。

森林経営管理制度に基づく馬瀬・中切3地区の意向調査業務については、境界明確化による所

有者調整に時間を要すること、またこれから発注をする菅田、馬瀬中切に山之口地区の間伐業務については意向調査業務で時間を要したことから、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費5,200万円を補正するものです。

委員会説明資料11ページをお開きください。

12月補正の内容を赤字で表示しております。

最下段の左側に表示しております令和6年度12月補正後基金の残高はゼロ円となり、基金と本年度交付金額を全て使い切る予定です。

農林水産業費について、説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いします。

○農務課長（中島康裕）

予算書44ページをお開きください。

中段、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧費の現年市単農業施設災害復旧事業361万7,000円の補正です。川西南部用水頭首工附帯施設の護岸の災害復旧に伴い、頭首工水叩き下部の洗掘箇所へ間詰めコンクリートを打設して構造物の安定を図るもので、今回の災害復旧で補助対象外となる部分を下呂市で実施するため工事費を計上するものです。これに伴い、同工事の分担金54万2,000円、災害対策基金繰入金307万5,000円を財源に計上しております。

その下、県営農業施設災害復旧事業1,750万円の補正です。今年5月末の豪雨による河川の増水により被災した川西南部用水頭首工護岸の岐阜県が行う災害復旧工事に伴う事業負担金です。10月1日の災害査定による災害復旧事業の採択を受けて、今回予算計上を行うものです。

充当財源につきましては、現年発生補助災害復旧事業債930万円、分担金1,312万5,000円を計上しております。また、9月に補正を行った当該災害復旧工事の測量設計費に係る負担金についても、今回起債対象として歳入で補正したため、財源に充てていた災害対策基金繰入金492万5,000円を減額して財源補正するものです。

災害復旧費について、説明は以上です。御審査のほどをよろしくお願いします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、最初に6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

繰越明許費の森林経営管理事業のところですね。そちらに関してですが、なかなか地権者との調整に時間がかかってそれによって遅れるということですが、恐らくそれも見込んでの予算計上だったと思うんですが、予定よりも大きく遅れてしまった理由とありますか、もしそういったものがちょっとあればお聞かせいただければというふうに思います。

○林務課長（成瀬武晴）

繰越しの理由ですが、先ほども説明をいたしました、境界を立ち会う際の来ていただいたりする時間の調整に時間を要しております。市内の方ならいいんですけども、市外の方とか県外

の方も見えまして、その方との時間調整に時間をかなり要したということで繰越しをさせていただきたいということです、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員（桂川融己議員）

市外、県外の方もいるということで、内容は理解できました。

そうすると、これっていつ頃までに終わっていくというのは、今回、やっぱり1年かけてもなかなか見通せないという中で、この辺りを進めていく上での方策といいますか、何か次なる手だてといいますか、実はこの先に予定がついていきますとか、年末年始の帰省の際に調整ができますとか、何かちょっと先が見えているのかどうか、そこもちょっと教えていただければと思います。

○林務課長（成瀬武晴）

今ほど委員さんが言われたように、正月とか休みの日に合わせて休日に立ち会っていただくとか、そういうことで調整を取っております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかはありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で6款農林水産業費の質疑を打ち切ります。

次に、11款災害復旧費の農林部関係補正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（田中喜登議員）

44ページの南部用水の頭首工の工事のことでちょっと確認というか、教えてください。

これは県が主体で復旧工事はやるんだけど、そこに入ってこない部分を市でやりますよということで、別工事でやりますよという、そういう意味ですか。

○農務課長（中島康裕）

当初の災害による護岸については、今回の災害ということで県営で県のほうで行っていただきますが、それに伴いまして、従来から頭首工下の水叩きの裏の部分が洗掘されておりまして、その部分については災害の補助の対象外ということになりましたので、その部分について市で工事を行うということを計画しております。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で11款災害復旧費の農林部関係補正の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○委員長（森 哲士議員）

再開いたします。

続いて、7款商工費の説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司）

補正予算書の36ページ下段をお願いいたします。

下呂観光施設管理費で318万円の増額です。

補正予算書の37ページをお願いいたします。

主な増額の要因でございますが、施設業務委託料312万円の増額です。旧下呂温泉病院リハビリ棟跡地駐車場整備工事に伴う駐車場の料金精算機器について、地盤工事から機器設置までを当初工事請負費で予算計上しておりましたが、機器の設置に関しては後の管理業務を含め業務委託となることが判明したため、予算の組替えをお願いするものです。

次に、観光施設管理費臨時の工事請負費752万3,000円の増額のうち、主な要因は旧下呂温泉病院リハビリ棟跡地造成工事に伴う増額分として、当初設計未計上分のガラ運搬や処分費、舗装部分の端部処理、水道凍結防止に必要なパネルヒーターの設置及び共通仮設費等でございます。もう一点は喫煙所の設置工事の増額分ということで132万1,000円となっております。

委員会資料の13ページをお願いいたします。

喫煙所の仕様につきまして、従来は四角い既製品の置き形を計画しておりましたが、下呂市産材の木材で半円形のものに仕様を見直した結果、1か所当たりの設置費用が安価になることから、観光庁の補助金が無駄にならないよう設置箇所を前倒して2か所から4か所に増加するものでございます。

委員会資料の12ページをお願いします。

最終的な設置箇所といたしましては、市営下呂温泉駐車場、湯之島わいわい広場、旧下呂温泉病院本館跡地市営幸の瀬駐車場、もう一か所が下呂郵便局横のまちかど公園の4か所で、温泉街の東西南北に設置できる見込みとなります。

補正予算書の37ページをお願いいたします。

中ほどに記載のその他の特定財源10万円は、企業版ふるさと納税を通じた寄附がありましたので、観光施設管理費臨時に充当したことによる財源更正でございます。

説明は以上でございます。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志）

補正予算書の9ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。

7番の飛騨小坂ふれあいの森指定管理料でございます。

指定管理料の期間を設定するものでございます。期間としましては令和7年度より令和9年度までの3年間となります。限度額としましては1,620万円となります。

説明は以上でございます。

○建設総務課長（福井茂樹）

よろしくお願いいたします。

補正予算書の37ページ中段を御覧ください。

7款商工費、2項観光費、3目観光施設費の飛騨川公園整備事業262万5,000円の増額補正は、今年より熱中症特別警戒アラートが運用され、クーリングシェルター等の対策が進められていますが、飛騨川公園では大型遊具の設置により利用者が増加しているにもかかわらずエアコンがなく、熱中症対策が課題となっています。

当初はクーリングシェルターに係る工事を令和7年度当初予算にて計上する予定でしたが、昨今の異常気象により5月から真夏日を観測する日もあることから、令和7年5月までのエアコン設置を目指し、今定例会において予算を計上するものでございます。

続きまして、財源内訳について説明をいたします。

補正予算書の16ページ中段を御覧ください。

飛騨川公園整備事業につきましては、既にトイレ新築工事を発注しているところでありますが、トイレの新築に当たりまして、商工費県補助金としてぎふ県産材利用促進施設等整備事業補助金300万円の交付を受けるとともに、次に17ページ中段を御覧ください。寄附金として、公園魅力アップのため岐阜市の法人より企業版ふるさと寄附金として30万円の寄附があったことから、全てを当該事業の財源に充当するものでございます。

次に、補正予算書の8ページを御覧ください。

繰越明許費補正でございます。

7款商工費、2項観光費の飛騨川公園整備事業6,925万円を繰り越すものでございます。

繰越理由につきましては、トイレ新築工事において、敷地造成に係る構造の見直しや建物配置の再検討など、河川管理者、岐阜県との協議に不測の日数を要したこと、また工事につきましては公園利用の閑散期に施工する必要があることなど、年度内の完了が見込めなくなり、繰越しをさせていただくものでございます。

商工費について、説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

7款商工費について説明をいただきましたが、質疑はありますか。

○委員（鷺見昌己議員）

37ページ、観光施設管理費臨時の幸の瀬駐車場の追加工事の件です。

これは、先ほどの説明の中では凍結防止対策が設計に見込まれていなかったとか、アスファルトの端の擦りつけ処理の分とかガラ処分とかというような説明があったと思うんですが、ガラ処分に関しては、ひょっとしたら地中埋設物で把握できなかったのかという可能性はあると思うんですが、それ以外の2つに関しましては設計の段階で十分対応ができたのではないかなというふうに考えます。

毎回言うんですが、これは当然設計が上がったときに建設部との承認というか、合意がどうされていたのか、入札前に。それと、これは設計が足りなかったということになると、設計事務所

に対してのペナルティーという、こういうのはどう考えているのか教えてください。

○観光課長（今井寛司）

端部処理等に関しましては、全く設計からいわゆる植栽帯と舗装部分の仕切り材なんですけれども、なければいけないで済んでいくものなんですけれども、やっぱり工事をやっていく中であったほうがいいだろうというところを施工業者のほうから提案を受けて協議した結果、つけたほうが良いということをつけるものということでもありますので、工事をしていく中でそのようなことが判明したというものでございますし、あともう一つの暖房に関しましては、もともとの実施設計の段階の業者さんが岐阜市の方ということで、岐阜市のほうでは公衆トイレにドアがないのが通例であり、暖房もないのが通例であるというところで、あちらの常識で設計をしていただいていたというところで、その中でまた工事をする中でこの飛騨地方の公衆トイレでやっていくのにドアがない、暖房もないということになると水道の凍結とかのおそれがあるんじゃないかということをもた施工業者のほうから御指摘いただいて、急遽対応することになったというものでありますので、ペナルティーとかそういったものに発展するものではないという認識でおりますけれども、経緯といたしましてはそういったことでございます。

○委員（鷺見昌己議員）

今、課長の御答弁はそのとおりだと思うんです。あえてそういう言い方をしましたが、本来は設計業務が完了した時点で、市がそれに対してしっかりと要求を満たされているかどうか、これに対して判断をしてこの図面でいきましょうということを決めた上で発注をかけると。そういう意味では、この凍結防止の話なんかは、すぐに分かる話です。これを設計事務所の当然責任にしてもそれは駄目だと思いますが、やはり担当課としてこの辺は落ちがあったんじゃないかというふうに考えます。

当然、施工業者としても、後からクレームにつながるとあかんので当然こうするべきだという提案をするのは当たり前ですし、これは要るものは要るで仕方ないとは思いますが、先ほども言いましたが、前からこの問題がいっぱい出ています、ほかの追加工事に関して。建設が絡んでしっかりと精査しなさいということは、この議会からも幾度か要望していると思うんですが、今回どのように対応されたか教えてください。

○観光課長（今井寛司）

基本的には観光課の所管の事業ということでもありますので観光課のほうで対応しておるんですが、どうしても専門的な部分になってきますと分からない部分というのは当然ございますので、そういった部分に関しては建設のほうと相談しながら行ってきたというところではありますが、今、委員の言われるように、最終的な詰めが甘かったために今回のようなことが起きたという部分に関しては否めないと思っておりますので、今後もしっかりと事前に発注前に十分精査するようにしていきたいと思っております。

○委員（鷺見昌己議員）

ぜひ、毎回追加工事のたびに皆さん、私以外からも出ております。その辺、建設との連携とい

うのをしっかりしていただいて、せめて図面ができた後、発注業務に入る前には建設部の承認、これは必ず取るような仕組みを築き上げてもらって、これはなくてもいい追加工事ですから、なくてもいい追加工事が発生しないようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（田中喜登議員）

飛騨川公園のことで1点教えてください。

グラウンドゴルフのプレーヤーを中心にトイレが多分心待ちにされておられると思うんですけども、いつ完成予定なのか、そこを教えてください。

○建設総務課長（福井茂樹）

トイレの新築工事に当たりましては、11月の末に業者さんと契約を締結しておるところでございます。

以前ですが、グラウンドゴルフの市の代表者3名の方が来庁されまして、その辺の工事の工期については代表者の方には年度はまたがりますよという説明は一応させていただいております。そのような状況です。

○委員（田中喜登議員）

納得されたということでよろしかったですか。

あとは、結局いつ頃から使えるようになるのか、もし分かれば教えていただきたいんですけど。

○建設総務課長（福井茂樹）

一応、工事につきましては、令和7年度の5月の完了を見込んでおります。使用に関しましては、完了後、6月の中頃ぐらいから使えるような感じで今計画を持ってっております。よろしくお願いします。

○委員長（森 哲士議員）

次、ほか。

○委員（尾里集務議員）

ちょっと教えてください。すみません。9ページの債務負担行為の飛騨小坂ふれあいの森の指定管理料の件なんですけど、これは多分、昨日のまちづくりの常任委員会でお話があったかと思いますが、私はちょっと委員外でしたのでちょっと教えてください。

この指定管理料について、通年の営業にするというようなところで管理費が増えるというところですが、その通年営業をする経緯に至ったことを教えてください。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

今年度、一時的に観光協会のほうが指定管理に当たっておりますけれども、サウンディングと申しますか、一応こういうこともできるんじゃないか、そういった中で冬の営業も提案したいというような申出がありましたので、そこら辺を踏まえて、私どもも施設を遊ばせるというよりは通年で活用できたほうが、雇用の面でもよいですし、そういったことも思っておりますので、そ

れを最大限ここで生かしましょうということで、今回このような指定管理をしたところでございます。以上です。

○委員（尾里集務議員）

今まで多分冬季の閉鎖というところの中でやってみえたと思うんですが、今後そういったことで、お試しじゃないですけどやってみてということだと思うんですが、それに伴って冬のいろいろなリスクもかかってくるかと思いますので、その辺もしっかり精査しながらやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

冬の確かに営業というのは、客足がどれだけ伸びるかという不安もございますけれども、やっぱり民間からそういう提案があったということを踏まえて公募もかけておりますので、民間の創意工夫、そういったところを創出できるような、そんな指定管理を目指したいというふうに思っております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

次、ほかに質疑はありませんか。

○委員（桂川融己議員）

1点、教えてください。

飛騨川公園の整備事業費のところ、先ほどのエアコンの設置というような話があったかと思いますが、飛騨川公園の中のどこの施設にエアコンがつくのかというところをまず教えていただければと思います。

○建設総務課長（福井茂樹）

クーリングシェルターの設置場所につきましては、管理棟の倉庫を1つ潰しまして、そこをクーリングシェルターにする計画でいます。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいですか。

次、質疑はありませんか。

○委員（加藤久人議員）

先ほどの尾里委員の質問について、ちょっと関連する形でお願いしたいんですけど、私は委員外でしたので昨日はよう聞かなかったんですけども、先ほどの小坂のふれあいの森の件ですけども、冬の営業をやられるということによって管理料を増やされたということかと思いますが、ということは、将来的には冬の営業をやることによって売上げを伸ばしていくというのを目指してみえる。そうすると、先には管理料も減らしていくという方向を目指しておられるという解釈でよろしいでしょうか。でないと、営業を増やしても管理料を増やして収入を増やすんなら何か意味がないような気がしてならないものですから、ちょっとその辺についてお考えをお聞きます。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

確かに今、ある程度可能性を探るといったところで、民間の提案、そういった民間が主導で進めることに対して行政がどれだけのことをしてあげられるかというところに寄り添っていききたいというところはあると思います。ですので、この3年間はそういったことも踏まえて状況を見守っていききたいなと。

あと、指定管理料の算定については、特に今まで、昨日も説明をさせていただきましたが、人件費が500万程度で推移しております。これは確かに3か月間お休みになるといったところの人件費相当額になるわけなんですけれども、それを通年営業にした場合に750万円ぐらいという算定ができるんですけれども、本当に今まで十分な施設管理ができておったかどうかというところも、今回指定管理料を算定するに当たってちょっと見直しをかけております。人件費が本当に市が直営でやった場合にどの程度かかるのかというところも踏まえて、指定管理料の算定を行わせていただきました。以上です。

○委員（加藤久人議員）

分かりました。

ですから、やはり3年間の間に何とか民間の方が入られて、少しでも冬も営業されて収益を伸ばしていただけるという方向を目指していただけるということで管理料を増やされたということですけど、将来的にはやはり管理料を最終的には少しでも民間が入って減らされるという方向は目指していくべきかなと思いますので、その辺はよく受けられた方と協議していただいて今後進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

やっぱりこの3年間の状況を見て指定管理料というものは見直す必要もあると思いますし、決算の状況、それから先々の、例えば淹めぐりの関係でどんな感じで集客が図れるのかといったようなことも踏まえつつ、次期の指定管理は考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

2点、教えてください。

1つ目なんですけれども、今お話ありましたが、飛騨川公園のエアコンのクーリングシェルターの件なんですけれども、やはりクーリングシェルターを設置するということは、例えば熱中症で結構重症まではいかないかもしれないんですけれども、そのような方が避難されたときに、エアコンのみではなくて、例えばぱっと衝撃で氷になるようなものですとか、やはり熱中症には首元等、足元等の冷やす対応が必要ですので、もし可能であればそのようなものを入れていただきたいな、検討していただきたいというのと、あと管理者の負担にはなってしまうかもしれないんですけれども、例えば救命講習の機会を持っているのかというのも教えていただけたら教えてい

ただきたいです。

もう一つ、ふれあいの森の管理のことなんですけれども、やはり冬季の営業を開始するとありますと、あの場所ですとかなり冷え込むことが予想されますので、例えば水道の凍結であったりとか、ふれあいの森に上がっていく道が少し傾斜が強いものですから、その辺の事故防止等をしっかりと図っていただきたいなということで、よろしくお願いしたいと思います。

○建設部次長（今井伸哉）

1点目の飛騨川公園のクーリングシェルターの関係ですけれども、ただいまの計画の中では、まずはそのシェルターとしてのエアコン機能、取りあえず冷やすという部分をまず考えております。

今御指摘の熱中症に関する対策用具であるとか、その辺につきましては今後、指定管理者との打合せ、協議の中でいろいろとまた検討していくことと考えておりますので、またいろいろ方向性とかが出ましたらお知らせしたいと思っております。以上です。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

冬の営業というのは今回初めてになりますので、施設的な面で想定できる部分はもちろん対応していきますし、安全面についても指定管理者としっかり安全対策を取るようにということで協議を調整してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

○建設総務課長（福井茂樹）

先ほどの田中委員の質問の中でトイレの開始時期の質問があったと思うんですけど、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

完成につきましては、5月上旬を見込んでおります。使用開始につきましては、5月の中旬を見込んでいるという状態です。

発言を訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、質疑がないようですので、以上で7款商工費の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開いたします。

続いて、8款土木費の説明をお願いいたします。あわせて、11款災害復旧費で建設部関係の補

正がありますので、続けて説明をお願いいたします。

○建設課長（中田 誠）

よろしくお願いします。

8 款土木費について説明いたします。

予算書37ページの下段を御覧ください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費、踏切道改良計画事業、補正額4,995万1,000円の減額です。こちらは、萩原踏切拡幅工事のJR協定額が確定したため、委託料の不用額5,295万1,000円の減額と、拡幅工事に伴いまして用地交換の手続を現在実施しておりますが、そちらの用地確定に伴う分筆登記申請業務が必要となりますので300万円を増額補正するものです。

特定財源としまして、地方債5,240万円を減額補正します。

続いて、予算書8ページを御覧ください。

繰越明許費補正です。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業3,800万円の繰越明許費です。

こちらは、和川12号線道路改良工事において、現在令和5年度繰越事業の橋梁上部工を実施しておりますが、そちらの進捗に合わせて今年度予定の工事を発注するため、標準工期確保のため繰越明許費を計上するものです。

説明は以上です。

○企画課長（中村 裕）

予算書38ページをお願いいたします。

38ページ中段、8 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、表の右側の説明欄上段の下呂温泉病院周辺区画整理事業750万円の増額補正でございます。この事業は、岐阜県が下呂市森上ヶ平地区に保有する用地の取得に必要な事前準備として、区画整理に向けた計画策定など各種手続を行うものです。

当該経費につきましては繰越明許費の補正も計上させていただいておりますので、予算書8ページに戻って説明をいたします。

第2表 繰越明許費補正、8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、下呂温泉病院周辺区画整理事業750万円については、準備や調査に約1年期間が必要となることから繰越しとさせていただいております。

続いて、予算書9ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正。8 番、下呂温泉病院周辺用地購入費については、あさぎりサニーランド移転先として下呂市森上ヶ平地区約5万4,000平米の土地を取得するための費用となります。

期間は令和7年度、限度額は岐阜県が行う不動産鑑定評価及び鑑定意見に基づく額とさせていただいております。

説明は以上でございます。

○まちづくり推進課長（青木一英）

それでは、予算書の38ページを御覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、3目公園費、14節工事請負費、公園緑地整備事業の公園整備工事2,300万円の増額です。金山ふれあいパーク整備について、当初予算2,574万円に加え、熱中症対策のためにミスト付遊具と休憩所を追加整備するために増額をします。補正後の事業費総額は4,874万円です。

それでは、続きまして、委員会資料の14ページを御覧ください。

金山ふれあいパーク整備については、令和6年度事業のために5月以来10回にわたって金山地域の子育て世代との協議を重ねてまいりました。その中では、公園の熱中症対策について、真夏に限らず春秋でも快適に遊べる期間が短くなっていること、熱中症警戒アラートが発令されると外遊びができなくなること、熱くなった遊具に水をかけて冷やす等ができないことが課題にされております。そこで、子育て世代の皆さんとの協議の結果、ミスト装置付遊具プレイミストグラウンドとミスト付休憩所の設置を行います。

これは、遊具本体からミストを噴出して気化熱により周囲の気温を下げる効果があり、同製品を導入した大阪府の保育園、福岡県のイオンモール等にも聞き取りを行ったところ、ミストが噴出しても服装がぬれることがない、熱中症警戒アラート以外には大阪でも外遊びができるようになったという情報を得ております。

続いて、15ページを御覧ください。

当該製品は特許製品でもあり、耐水性のあるアルミ、ステンレスと熱くならない樹脂でできています。これにミスト用のポンプ電源工事を要することから、通常の遊具に比べ事業費がほぼ倍増します。

財源としては、ガバメントクラウドファンディングを11月4日から12月31日の2か月にかけて実施をしております。個人向けについては12月31日までを期限にしておりますが、目標額200万円に対して現在374万4,000円、達成率187.2%の多くの御寄附をいただいております、金山地域の公園にかかる市民の皆様の思いに感謝をいたします。

また、これ以外にも企業版ふるさと納税と市内企業向けの特定制品は、目標額2,100万円で、令和7年3月14日の期限まで皆様に御寄附のお願いを続けていく予定です。

16ページには、ミスト付中型複合遊具のイメージ、こちらは福岡県のイオンモール香椎浜の様子です。その下には、ガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税のチラシを添付しております。

それでは、続きまして補正予算書に戻りまして、8ページを御覧ください。

8ページ、繰越明許費の補正です。

8ページの下から2番目、土木費、都市計画費は、当該パークの工事費を繰越しするもので、金額は事業費のうち工事に係る4,842万9,000円です。

この工事につきましては、夏休みが始まる7月までに工事を完了したいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○建設総務課長（福井茂樹）

それでは、予算書の38ページ最下段を御覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、3目公園費の公園管理運営費臨時241万2,000円の増額補正は、下呂市幸田地内のしらさぎ緑地公園において、公園へ下りる階段が狭く、イベント開催時、特に花火ミュージカル公演になります。利用者が階段で滞留するなど、転倒などの事故が起こり得る危険な状態です。新たに階段を設け、利用者の滞留解消や安全確保に向けた整備工事を行いたいため、予算計上をするものでございます。

なお、財源につきましては全て一般財源となります。

土木費については、説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いします。

○建設課長（中田 誠）

補正予算書44ページを御覧ください。

最下段、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業6,194万2,000円の増額補正です。こちらは、坂本線2災害復旧工事の現場において6月に実施した災害査定後から工事着手の間での降雨の影響により被災箇所ののり面上部の崩落が進行し、復旧範囲が拡大したため、復旧に係る工事費を増額補正するものです。

こちらは国庫負担の変更協議が必要となりますので、県を通じて国のほうと協議を進めまして、12月6日に事前協議が完了しまして12月16日付で変更協議の申出書を提出しております。

特定財源としましては、国庫支出金4,131万6,000円、地方債4,260万円を充当で計上しております。

災害復旧費についての説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、最初に8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島ゆき子議員）

38ページ下段のところにあります公園緑地整備事業の中の、委員会資料の15ページのほうでお願いいたします。

大変、地域の皆さんと若い保護者の皆さんの声を聞いていただいて、何度も変更という形で大変取り組んでいただきました。ありがとうございます。

金山ふれあいパークの整備については方向性が決まったということで、地域の皆さんにもうわさがもう広まっております。大変皆さん楽しみにしてみえます。本当にありがとうございます。

そんな中で、次のページ、15ページのところで、7番ガバメントクラウドファンディングを実施されたということで、個人向けにつきましても開始されたその初日で200万を超えるというこ

とで、大変PRも上手にいただけたかなと思っております。

そんな中で、企業版ふるさと納税と、あと市内企業向けということで大変大きな金額、4,200万ほどの目標額を掲げてみえますが、この目標額につきまして現在のところどのような感じで動いてみえるのか、達成具合などについてもよろしく願いいたします。

○まちづくり推進課課長補佐（庄田 剛）

財源確保ということで御説明させていただきます。

公園の整備の財源確保ということで、現在クラウドファンディングのほうを進めております。こちらにつきましては金山地域のお母さん方に御協力をいただいております、様々なところでPR活動等、それから宣伝のほうをしていただいております。

それで、先ほども説明したように、現在は374万4,000円集まっており、これは11月4日から始めまして、12月31日までとなっております。それで、11月30日に最初の目標の200万を達成したということで、それを引き上げましてさらに400万を目標として今集めているところでございます。

それから、市内外の企業の方へのお願いですが、今は個人のほうを中心に行っております。それから、年が明けましたら今度は企業のほうへのお願いに、これもまた金山のお母さん方と一緒にお願いをしていくように計画しております。以上です。

○まちづくり推進課長（青木一英）

1点訂正をさせていただきます。

企業版ふるさと納税と市内企業向けの特典寄附、これは合わせて2,100万という形で行っておりますので、現在のところの市民向けの200万円と合わせて合計での2,300万というところになります。

大変資料の作りが分かりにくくて申し訳ありません。訂正をさせていただきます。

○委員（中島ゆき子議員）

今の訂正、承知いたしました。

目標額も個人向けが今度400万に上げられるということで、本当に地域の皆さんが楽しみにしてみえる公園ですので、今後個人的に企業を回られるということですが、あまり保護者の皆さんに負担をかけないところでよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（加藤久人議員）

同じ今の関連で、私も同じ金山の立場で申し上げさせていただくんですけども、個人寄附のほうが予定より集まったということ、これは課長補佐が、私も何回か金山でイベントに顔を出したときにも課長補佐はその都度来ておられて、チラシを配っていただいたりしておった、そういった御努力のおかげでこれだけでも集まったかなと思っておりますので、これにつきましても大変感謝をするところでございます。

それと、企業向けにつきましても、少し企業の方からもぜひともというような声も上がっておりますので、またそういった形で金山の企業さんのほうに向けてPRしていただければまた寄附も集まってくると思っておりますので、来年度、またその辺の御努力のほうもよろしく願いをいたします。以上でございます。

○委員長（森 哲士議員）

これに対しての答弁はいいですか。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

両委員から御意見をいただいたとおり、我々としても鋭意この財源確保については努力をさせていただきたいと思えます。

また、今、我々のほうから無理強いをしておるつもりはございませんが、地元の方々も非常に前向きに御協力をいただいております。こういった御厚意についても我々としては積極的に受け入れさせていただき、地域の皆さんの盛り上がりの中で財源が確保できることを願っていますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑は。

○委員（桂川融己議員）

39ページの公園管理運営費臨時のしらさぎ緑地公園の階段のところに関して。

こちら、確かに今のところは結構急で狭い、滞留があつて転倒の危険があるというところで、これは場所がどこかに動くとかどんな広さになるとか、もしその仕様みたいなもので現時点で分かっているものがあれば共有いただければと思います。

○建設総務課長（福井茂樹）

階段の設置する場所につきましては、現在1本グラウンドから延びておる階段があるんですけど、その階段より下流に約20メートルほど行った場所に階段を設ける予定です。

その階段の幅につきましては、今の設計では2メートル幅の階段を設けるような計画で予算を計上しております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいですか。

○委員（桂川融己議員）

ありがとうございます。場所と幅のことをおおよそ理解しました。

すみません、ちょっと念のため確認ですが、今の階段の幅というのは1メートルぐらいのものですかね。ちょっとすみません、2メートルの感覚をつかみたくお願いします。

○建設総務課長（福井茂樹）

現在ある階段につきましては約1.5メートルの幅になっております。それを今度2メートルの幅に拡張して1本設けるという計画であります。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に11款災害復旧費の建設部関係補正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で11款災害復旧費の建設部関係補正の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開いたします。

続いて、9款消防費についてなんですが、少額補正ですので説明を省略し質疑を行います。

質疑はありませんか、消防関係。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で9款消防費の質疑を打ち切ります。

続いて、10款教育費の説明をお願いいたします。

○教育総務課長（細江 実）

私のほうからは、教育費について御説明を申し上げます。

補正予算書40ページを御覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、中ほどの補正額の財源内訳を御覧ください。

まず、特定財源の補正について説明をいたします。

県支出金として469万5,000円を学業支援員等設置事業に、同じく県支出金として1,455万2,000円をスクール・サポート・スタッフ配置事業に、同じく130万7,000円を部活動指導員配置事業に充当いたします。

こちらは、補正予算として計上しています。

16ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費県補助金として1,399万9,000円、同じく3項委託金、6目教育費県委託金として655万5,000円、それぞれ県からの補助金交付決定を受け増額補正をしております。

なお、部活動指導員設置事業補助金につきましては、県の補助事業から委託事業へ変更されたため、補助金から委託金への組替えをしております。

次に、40ページへ戻ってください。

下段、学校教育諸経費として311万の増額です。こちらは、令和7年度新入学児童へ配付するランドセルの購入費176万円と入学お祝い金135万円を増額補正するものでございます。来年度入学予定の195人プラス5人、200人分の予算を計上させていただいております。

次に、41ページを御覧ください。

2 項小学校費、1 目学校管理費、小学校管理運営費、電気料214万6,000円の増額補正でございます。

こちらは、酷暑の影響から使用量が増加したため増額をお願いするものでございます。

次に、2 目教育振興費、小学校教育振興費、備品購入費500万の増額です。財源は、寄附金500万円を充当いたします。

こちらは、大阪府高槻市在住の方から萩原小学校へのためと御寄附をいただいたものでございます。寄附者の意向により末永く使えるものということで、グランドピアノや音楽室の木琴、鉄琴を購入したいものでございます。

こちらについては8ページを御覧ください。

繰越明許費補正でございます。

最下段です。小学校教育振興費（萩原小学校備品購入費）500万円でございます。

こちらにつきましては、グランドピアノ等は注文による製作がされるため、年度内の納入が難しく、繰越しをお願いするものでございます。

次に、42ページを御覧ください。

3 項中学校費です。主な補正は、特定財源の補正です。

中学校空調設備整備事業について、国庫補助金126万2,000円の増額でございます。補助金の決定を受け、増額するものでございます。

こちらは15ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、補正額151万1,000円の内金となります。

次に、42ページを御覧ください。

4 項社会教育費です。中学校姉妹都市交流事業です。

43ページを御覧ください。

自動車借上料178万5,000円の減額です。本事業の財源につきましては、寄附金100万円を充当いたします。こちらは、福岡市の会社から毎年この海外事業に充当をということで御寄附をいただいております。

こちらにつきましては、次に9ページを御覧ください。

債務負担行為の補正でございます。

12番、中学生姉妹都市派遣団送迎バスでございます。期間は令和7年度、限度額は71万円です。

こちらはドライバー不足という昨今の状況を考慮し、早期に事業者を決定し、安全かつ円滑な事業を確保するため債務負担行為をお願いするものでございます。

海外研修につきましては3月の末から4月の末までの事業でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、9ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

教育費の9番から11番について説明をいたします。

9番、10番、小・中学校GIGAスクールタブレット更新についてでございます。

期間は令和7年度から令和12年度まで、限度額は、それぞれ6,133万8,000円と3,921万6,000円と定めるものでございます。

債務負担行為を設定する理由です。

債務負担行為を設定する理由は、来年度、国の第2期GIGAスクール構想に基づきタブレット端末の更新を計画しております。これは令和2年から令和3年にかけて導入したタブレット端末の更新であり、特にセキュリティ面における課題に対応するためのものでございます。

現在使用しているタブレット端末はWindows10を搭載しており、来年10月にはサポートが終了いたします。サポート終了後、セキュリティリスクが大幅に高まり、生徒の安全な学習環境が脅かされる可能性がございます。

この状況を踏まえ、児童・生徒が安心して学習に取り組めるようサポート終了までに全端末の更新を完了させる必要があること、また新しい端末の設定には多大なる時間が必要となるため、早急な対応が求められるため債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

更新する予定台数は2,222台を予定しており、残価設定によるリースを予定しております。

次に、11番、中学校指導用教科書購入事業です。

期間は令和7年度、限度額は1,690万4,000円です。

新年度に新たな教科書、新たな指導用教科書が必要となるため、債務負担行為をお願いするものです。

令和7年は、中学校の指導書が改訂される年でございます。年度当初に指導書が間に合うよう、こちらでも債務負担行為で早急な準備をいたしをお願いするものでございます。

説明は以上です。御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

委員の方にお諮りします。

ここで教育費についての御質疑のある方、ちょっと挙手をお願いします。

〔挙手する者あり〕

1人、2人、じゃあすみません、ここで打ち切りさせていただいて休憩といたします。

13時ちょうどから行いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開いたします。

なお、14時15分から、市長が来客のため退席をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、10款教育費について説明をいただきましたが、質疑はありませんか。

○委員（下平裕次郎議員）

2点お聞きさせてもらいます。

1点目なんですけれども、来年度更新予定のタブレットのことについてなんですけれども、今どのようなメーカーを考えているのか、またその決定理由について、また1台当たりの金額がもし分かれば教えていただきたいです。

2点目なんですけれども、今年度のランドセルの支給についてなんですけれども、今年度はもらわない児童への入学祝い金という形で配付するというふうにお聞きしていますが、その理由を教えてくださいたいと思いますし、またその配付方法は現金を考えてみえるのか、商品券等を考えてみえるのか、その2点を教えてください。

○学校教育課長（黒木和実）

まず、タブレットについてお答えをいたします。

タブレットのメーカーは、アップル社製のi P a d第10世代の64ギガというものになります。それを選びました理由は大きく2つです。1つは、学校のほうに校長会を通じてお聞きをしたところ、創造性を高めるようなものが欲しいということで、学校の総意によるものです。もう一つは、非常に軽くて扱いやすく、破損しにくいものということで、これも学校のほうからの要望にありまして、i P a dに決めました。

1台当たりなんですけれども、これは第10世代、今調べますと5万8,000円程度ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいか。

○教育総務課長（細江 実）

i P a dの関係で補足で説明させていただきます。

現在、第2期G I G Aスクール構想に基づいて、岐阜県下において共同調達がなされております。せんだって岐阜県のほうから、プロポーザルの結果、業者が決定したというような連絡を承っております。金額につきましては、約1台当たり6万4,000円と伺っております。

すみません、申し訳ありません。金額については、先ほど学校教育課長が申し上げたとおりでございます。

○学校教育課長（黒木和実）

金額については、i P a dそのものは5万8,000円程度です。今6万4,000円と申しましたのは、それに付随するキーボード、それからタッチペン、カバーを全てつけたものがそれぐらいの金額ということになるということでございます。申し訳ありませんでした。

○教育総務課長（細江 実）

申し訳ございませんでした。

次に、ランドセルの配付でございます。

まず、ランドセルの配付についてでございますけれども、今年度につきましては、ランドセルの配付の周知が全ての方に行っていなかったうちに既に購入をされたというような方もございま

したので、希望される方にはランドセルの配付、そうでない方については1万5,000円というようなお祝い金を支給させていただきたいと思っております。

また、その支給の方法につきましては、前回 J-Coin とかというようなお話もございましたけれども、J-Coin におきましてはデジタルポイントを運用している期間のみ費用が発生するというようなところがございまして、現在、デジタルコインとして配付をしますと、約6か月の運用期間を定めて行いましたら約300万ほどの費用が、委託料とかが発生するというようなところで、今回、お祝い金に関しましては、現金でお振込したいと考えております。以上でございます。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいか。

ほか、何かありませんか。

○委員（桂川融己議員）

3点お聞かせください。

今し方 iPad に関して御説明いただき、キーボード、タッチペン、カバー等を含むという話がありましたが、多分タブレットを実際に運用していく上で、何かしらのソフトウェアが入ったりとかシステムが入ったりというものもあるかと思いますが、そういったものはこの6万4,000円という金額には含まれなくてまた別途なのかというのが1個お伺いできればと思います。

そして、あと2点目が、債務負担行為のところ、P9の中学校指導用教科書の購入ということで、先ほど説明の中で今年度改訂される年に当たるという話がありましたが、ちょっとここは不勉強で申し訳ないです。何年に1回こうした改訂が行われる年度にあるのかというところが分かればお聞かせください。

そしてあと1点、すみません、ランドセルのところに関してですが、事業内容的には、やはり新規事業としての特性が強いものだというふうには感じているのですが、ここが補正予算である理由というところを改めてお聞かせいただければと思います。

○学校教育課長（黒木和実）

まず、iPadのほうについてお答えをいたします。

先ほどの金額については機器のもののみの金額でございまして、アプリケーション等については含まれておりません。今後の協議ということになっております。以上です。

○教育総務課長（細江 実）

教科書の関係でございしますが、教科書につきましては、おおむね4年置きに更新されるものでございます。令和6年度には小学生、令和7年度には中学生が更新されるというものでございます。以上でございます。

○教育委員会事務局長（山中明美）

今回、補正予算で計上させていただいた理由につきましては、これまでも何度か御説明させていただいておりますのでまた同じ回答になるかと思いますが、以前から御説明させていた

だいているように、アンケート調査の結果などから、保護者がランドセルの無償配付を希望するという声が大きかったというところで、少しでも早くその声にお応えしたいというところから期限を早めにということで、今年度の年長児、7年度入学時から対象にしたという経緯がございます。

そのために、新年度予算では間に合いませんので、このたびの補正で計上させていただいたというところでございます。以上です。

○委員（桂川融己議員）

そういった意味では、じゃあ令和8年度からの実施を前提としての令和7年度の補正予算という認識で間違っていないかだけ、すみません、お願いします。

○教育総務課長（細江 実）

令和7年度、令和8年度以降も継続して予算要求をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（森 哲士議員）

次。

○委員（中島ゆき子議員）

3点伺います。

40ページの部活動指導員配置事業につきまして、下呂市では1回幾らというような形で指導員の方にお支払いしていると思うんですけど、県のほうはどのような対応をしてみえるのか伺います。

あと2点目が、今ほど出ていましたランドセルですが、先日の一般質問で6年保証ありますかというところで、まだ分かりませんというような答弁だったと思うんですけど、あれから調べられたかどうか教えてください。

あと3点目ですが、42ページから43ページにかけまして、中学生の姉妹都市の交流事業の中で、43ページにあります自動車借上料が減額になっておりますが、178万5,000円、この理由について伺います。

○学校教育課長（黒木和実）

まず、部活動についてお答えをいたします。

現在、下呂市のほうでは、1回2,000円の指導者への報酬というふうにしております。県のほうは、部活動指導員に対しては2,700円というふうに報酬を支払っております。以上です。

○教育総務課長（細江 実）

ランドセルでございます。

ランドセルにつきましては、確認をさせていただきました。いろんなメーカー、それぞれ革製品のランドセル、高額なものと6年保証とかそういったものがございました。あと、安価なものについては1年限りとか、そういった形で保証があるというようなところを確認させていただきました。

今回、私どもの考えておるランドセル、モンベルのランドセルにつきましては、委員おっしゃるとおり、保証はございませんでした。ただ、こちらにつきましては、富山県の立山町さんとの共同開発という中で、6年間耐久性を持って耐え得るというような形で開発をされたものだと確認をさせていただきました。また、修理とかそういったときには、購入店を通じて修理が可能というところと、あと私ども今、見本で在庫を2つ抱えておりますので、もし修理という場合につきましては、その方にお貸しして、不具合がないような形で進めたいと思っております。

ランドセルについては以上でございます。

次に、海外研修でございます。

海外研修、170万というような大きな減額となっております。海外研修につきましては、年度当初、事業者からの見積りを取り、予算計上をさせていただいております。

昨今のドライバー不足等々、国の基準に基づいた見積額、そういった見積額に基づいて予算計上させていただいておりますけれども、実際、入札をすると入札差金が出てきたというようなところと、今回、債務負担行為で70万ほどお願いさせていただきましたけれども、年度をまたぐ海外事業研修というようなことで、今年度契約する分につきましては、その分も合わせて減額をさせていただく、そんな形からちょっと大きな減額となっております。

説明は以上でございます。

○委員（中島ゆき子議員）

今ほどのランドセルの取扱店が今後修理を請け負われるということですが、これから業者を決められるということですが、それが条件になっての入札というか、決定をされるという、そういうことでよろしかったですか。

○教育総務課長（細江 実）

これからランドセルの購入に当たって業者に見積りを出す条件として、有事の際は修理も可能な状態にするというような、そういったところも条件として発注をかけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（中島ゆき子議員）

今、発注をかける金額のことですが、ネットでももうかばんの定価というのが分かるんですけど、市としてはその値段で発注をかけられるということではよかったですか。

○教育総務課長（細江 実）

今、ネットのほうで定価が定められておりますので、その価格をもって発注をかけたいと思っております。

○委員長（森 哲士議員）

ほか、質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

訂正ないですか。大丈夫ですか。ありますか。

○教育総務課長（細江 実）

その価格はあくまでも設計価格でございまして、その金額を基に入札というような形になるのかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で10款教育費の質疑を打ち切ります。

それでは続いて、12款公債費の説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

45ページのほうをお願いいたします。

中段の12款公債費、1項公債費、2目利子の市債償還利子904万4,000円の減額につきましては、令和5年度同意の過疎対策事業債に係る今年度の借入額が、当初予算編成時の借入見込額よりも少なくなったことによる減で410万6,000円の減額と、過疎債以外その他の市債で、当初予算編成時の借入見込利率を立てておりましたが、こちらに対し実借入利率が低くなったほか、平成25年度に借りました国の財政融資資金、これにつきましては10年後の利率見直しになっておりますので、この利率が下がったことによる減額など493万8,000円の減額を整理したことによる補正でございます。

説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、12款公債費について説明していただきましたが、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で12款公債費の質疑を打ち切ります。

続いて、14款予備費の説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

引き続き、45ページをお願いいたします。

14款予備費につきましては、歳入歳出の財源調整を含め、今後の除雪など緊急対応に備え、当初予算計上額の3,000万円程度を確保したく469万3,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

14款予備費について説明していただきましたが、質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で14款予備費の質疑を打ち切ります。

続いて、歳入補正全般について説明をお願いいたします。

○財務課長（杉山勝彦）

歳入につきましては、各担当課が歳出予算と併せ説明したものを除き、説明がなかった項目について説明をさせていただきます。

13ページを御覧ください。

1 款市税、1 項市民税2,526万3,000円、それから3 項軽自動車税58万5,000円、4 項市たばこ税227万4,000円の増額につきましては、課税実績及び収入見込みによる増額補正でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

上段の17款財産収入、2 項財産売却収入の土地売却収入553万4,000円の増額は、萩原地域の公売物件1 件分の売却収入が543万1,000円、こちらと道路改良事業用地として岐阜県への売却10万3,000円でございます。

2 段下の19款繰入金、1 項基金繰入金のうち財政調整基金繰入金につきましては1,500万の減額で、今回の補正での財源調整として減額するものでございます。

続きまして、次ページの18ページをお願いいたします。

上段、21款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料の延滞金221万2,000円は、市税に係る延滞金の収入実績による増額で、その下の5 項雑入の総務雑入、立木等補償費169万円の増額は、送電線の保守に関わる線下伐採によるもので153万2,000円、県道改良事業による補償費として15万8,000円でございます。

説明は以上になります。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、歳入補正全般について説明していただきましたが、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で歳入補正全般の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1 時20分 休憩

午後1 時21分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開いたします。

市民保健部より訂正の申出がございますので、これを許可いたします。

○市民サービス課長（二村和男）

先ほど加藤委員からの質問に対しての回答に訂正がありますので、再度回答いたします。

予算書26ページ最下段を御覧ください。

福祉医療費、小・中・高校生等について、制度開始が令和6 年度と回答いたしましたが、正しくは令和5 年度からの開始となります。その上で、令和6 年度の当初予算は、令和5 年9 月までの実績等を考慮いたしまして算定しております。

説明は以上でございます。訂正しておわび申し上げます。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、これより特別会計補正予算の審査を行います。

それでは、議第118号 令和6 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算

(第4号)について、少額の補正ですので説明を省略し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第118号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の質疑を打ち切ります。

続きまして、議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）についても、少額の補正ですので説明を省略し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）の質疑を打ち切ります。

続いて、議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についても、少額の補正ですので説明を省略し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の質疑を打ち切ります。

続いて、議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）の説明をお願いします。

○小坂診療所管理課長（田立雅宏）

それでは、私のほうから、議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）について説明いたします。

補正予算書の73ページを御覧ください。

歳入予算の補正です。

7款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、一般会計繰入金、補正額は190万7,000円です。今回補正を行う歳出財源に対して、不足する財源を一般会計から繰入れを行うものでございます。

次に、74ページを御覧ください。

歳出予算の補正です。

2款医業費、1項医業費、1目医業費、主なものとしまして、使用料及び賃借料185万2,000円の増額でございます。こちらは在宅酸素療法に係る機器使用料で、対象の患者が増えたことによる増額でございます。

75ページ以降になりますが、こちらは給与費明細書になります。6月以降の補正予算で毎回計上しております当施設の薬剤管理業務を下呂市薬剤師会へ業務委託するために、報酬から委託料に組替えを行うことによるものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）について説明していただきましたが、質疑はありませんか。

○委員（大西尚子議員）

ちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの小坂診療所さんの在宅酸素の方が増えたということですが、今現在何人ぐらい見えて、何人ぐらい増えたかということをお教えいただきたいです。

○小坂診療所管理課長（田立雅宏）

今ほど委員から御質問がありました在宅酸素の利用者についてですが、利用者は月によって変動しておりまして、我々は平均で五、六人というふうに想定をしておりましたが、今年度に入りまして最大で10名、平均で七、八名お見えになることから、今回補正予算を計上するものでございます。

小坂診療所のみならず、馬瀬診療所でも利用者が増えたことによることで、そちらも補正予算を計上しております。以上でございます。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）の質疑を打ち切ります。

執行部が入れ替わりますので、暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開いたします。

これより公営企業会計補正予算の審査を行います。

それでは、議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をお願いいたします。

○水道課長（岩田考広）

議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）について、実施計画明細書で御説明いたします。

補正予算書の85ページを御覧ください。

令和6年度下呂市水道事業予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費につきましては、少額のため説明を省略させていただきます。

続きまして、1款水道事業費用、2項営業外費用、1目支払利息、簡易水道事業債償還利息163万5,000円の減額は、令和5年度事業の繰越しにより、企業債借入れ時期の変更が生じ、当初

見込んでいた利息が不要となったことによるものです。

続きまして、補正予算書86ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費、土地購入費411万6,000円の増額は、金山簡易水道、金山浄水場から金山病院までの管路の耐震化事業で計画している馬瀬川を渡る水管橋の建設に伴う橋台設置及び配管埋設に係る用地について地権者に内諾が得られたこと、また令和7年度早期に工事に着手したいことから、今回、土地購入費を補正するものでございます。

続きまして、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金につきましては、少額のため説明を省略させていただきます。

私からは以上でございます。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）について説明をしていただきましたが、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を打ち切ります。

続いて、議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）の説明をお願いいたします。

○下水道課長（谷田部武一）

それでは、議第123号 下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）を実施計画明細書にて御説明いたします。

予算書101ページを御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠事業費141万円の減額は、下呂、森地内に整備された鞍壺排水路において、雨水出水時に浸水想定される区域の調査及び図面策定業務委託に係る入札差金を減額するものです。

なお、98ページから100ページの収益的収入から資本的収入までは、少額のため説明を省略いたします。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をしていただきましたが、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を打ち切ります。

執行部入替えのため暫時休憩といたします。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時33分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開いたします。

続いて、議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）の説明をお願いいたします。

○観光施設長（熊崎一彦）

補正予算書は104ページになります。

議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書を進んでいただきまして、110ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書により、予算の増減が100万円以上のものについて説明をさせていただきます。

収益的収入の1款1項1目利用収益の入場料の補正は、引き続き入場者の伸びが堅調なことから、入場者数1万人の増加を見込み706万8,000円を増額するものでございます。

また、販売収益は、12月以降見込まれる販売収益の一般売上げを388万2,000円増額補正いたします。

3項特別利益については、使途不明金事件に係る損害賠償の弁済に当たり、事件協力者の1人の個人再生が認められたことから、再生計画に基づく賠償額453万6,000円を補正します。

令和5年度決算で、当該賠償債権については、この協力者の賠償額を含めて貸倒引当金に繰り入れておりましたが、このことにより貸倒引当金から戻入れをするものでございます。

ページ変わりますので、111ページをお開きください。

収益的支出について、1款1項2目施設経営費の委託料の増額は、使途不明金事件の一連の裁判が終了したことから、代理人弁護士へ委任契約に基づく事後報酬と賠償債権回収のための強制執行に係る費用を計上するものでございます。金額としましては107万6,000円の増額でございます。

続いて、3目販売費用の原材料費205万8,000円及び販売品仕入費182万4,000円の増額は、入場者の増加や原材料等仕入額の高騰により販売費用の不足が見込まれることから、所要額を計上するものでございます。

以上、御審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは、議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）について説明していただきましたが、質疑はありますか。

○委員（加藤久人議員）

入場者数が増えて、販売利益と販売費用等が増えているということなんですけれども、その原

因というかは、下呂温泉のほうの宿泊人数も令和元年度ぐらいに戻っておられるという説明を受けておるんですけども、それに基づいて増えているということだけでしょうか。それ以外にも、もし施設として何か営業努力的なことをされていることがあれば、一緒に併せて教えていただきたいと思います。以上です。

○観光施設長（熊崎一彦）

今御質問ございましたとおり、今は観光施設におきましても、元年度比で約9割くらいまで、9割超回復しておるところでございます。

そういったこともございますし、今、営業活動としましては、入場者の7割以上が宿泊者ということもございまして、宿泊施設のほうにそういった連携を重要視しておるところでございます。これまでに延べ120施設を訪問させていただきまして、そういった連携、それから我々のイベントですとか、そういったものをPRさせていただいたところがございます。

また、旅行事業者、旅行会社へのセールスも行っておりまして、これまでに5回実施させていただいております。延べ17社にセールスをかけております。そういったことも増加の要因かなというふうに考えております。以上です。

○委員（加藤久人議員）

ありがとうございます。

そういった御努力が結んで、こういう形で出てきておると思いますので、大変なところですけど、今後も引き続き、下呂温泉の中で唯一、合掌村が観光施設的な部分が強いので、そこを力入れていただいてやっていただけることによって、お泊まりいただいた方も喜んでいただければ相乗効果が出てくると思いますので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑ありませんか。

○委員（尾里集務議員）

補正予算に直接には関係ないんですけども、以前の滑り台の件でいろいろと問題があったと思うんですが、その後の経過というか、裁判になったと思うんですが、その経過というのはどのようなになっているのでしょうか。

○観光施設長（熊崎一彦）

現在までに6回の口頭弁論が行われておりまして、その間、先方からはこういったところに瑕疵があったというようなところの主張はされてきております。それに対しては反論をしていくような形でございまして、次回1月14日に7回目がございますが、そこで反論、反証していくような進捗となっているところがございます。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいでしょうか。

○委員（桂川融己議員）

すみません、分からないのでちょっと教えていただければと思うんですが、先ほど説明があっ

た453万6,000円が取れる見込みになったから戻し入れたという話があったんですが、これはもうほぼ間違いなくこのままの金額が取れるという確証に近いようなものなのか、裁判の経過上、こうなってこういうふうにしたというものなのか、この確度みたいなものがどれぐらいのものなのかというのをちょっと分かれば教えていただければと思います。

○観光施設長（熊崎一彦）

今お尋ねの金額につきましては、今回この協力者の方、個人再生を申し立てられまして、それが実際裁判所のほうで認められたということでございます。この金額につきましては、その再生計画で認められた債権額ということでございます。これは今後60回、5年間で返済いただくような形となっております。

現在、弁護士の方が間に入っていておりまして、今後そういった滞りのようなことがあったとしても、そういったふうで仲介していただくような形となっておりますので、相当な高い確度かなというふうに思っております。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）の質疑を打ち切ります。

これより議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）から議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）までの8件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これで議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）から議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）までの8件について審査を終了いたします。

これより委員会の採決を行います。

採決は1議案ごとに行います。

議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第117号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

〔「委員長、動議」と呼ぶ者あり〕

○委員（桂川融己議員）

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の執行に当たり、附帯決議を提出することの動議を提案いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森 哲士議員）

それでは、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

ここで、附帯決議案配付のため、暫時休憩といたします。再開は1時55分再開といたします。

午後1時42分 休憩

午後1時54分 再開

○委員長（森 哲士議員）

それでは再開をいたします。

先ほど2番 桂川委員から私のほうに附帯決議案が提出されました。会議システムで附帯決議案を配付いたしましたので、御確認ください。

それでは、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

○委員（桂川融己議員）

附帯決議案についてお話をさせていただきます。

国は令和5年4月にこども基本法を施行し、市でも令和6年5月に下呂市こどもまんなか宣言を行いました。

妊娠から出産、そしてゼロ歳児の子育てコストにおよそ100万円、1歳児から3歳児には50万円、4歳から6歳には65万円、1歳から6歳児の子育てに合計340万円がかかるといった厚労省のデータもあります。また、教育にかかる費用を見ても、幼・小・中・高・大学まで全て公立でも700万円を超えるとされます。子育てにお金がかかる、これは周知の事実であります。

また、国際的に見ても、日本の教育、子育てに関する家計負担率は高く、特に就学前教育、高等教育において、その傾向は顕著だとされています。

そうした背景の中、下呂市でも重要課題に人口減少対策を掲げ、その柱として子育て支援を挙げています。

具体的な子育て層に対する経済的負担の軽減に関する施策として、例えば出産祝い金や出産育児祝い金の支給、学校給食費の減免、子供の医療費無償化制度など多様な取組が行われ、子育て

層の経済的負担の軽減を図るべく取り組まれています。人口減少対策、子育て支援の重要性については、広く市民も理解を示し、多くの議員が賛同していることと思います。

一方で、予算の使い道としての個別の政策については、市民から預かった税金を適切に、しかも無駄なく効率よく使うといった観点から慎重に立案すべきものです。

そうした点から考えていくと、ランドセル無償配付事業については、これまでの議会でも質疑、意見等が多く出されるなど、まだ議論の余地があるのではないかと考えます。しかし、ランドセル無償配付事業については、議決前のタイミングから対象者に配付される見込みといった案内も届いており、新聞で報じられたこと等もあり、期待している市民もたくさんいます。

一方で、なぜランドセルなのか、なぜこのランドセルなのかといった声も届いています。例えば兄弟、姉妹とのバランス、個性の尊重等を理由に、自分で選んだランドセルを購入したいと考える家庭もあります。そうした家庭においても、経済的な負担は変わらず生じます。既にランドセルを予約している年中生の保護者も一定数存在すると聞いています。

次年度予算の話にもなってしまいますが、今回の件は次年度以降の運用を前提とした今年度の取組ということですので、そういった点からも検討いただきたく、附帯決議を提出させていただきます。

こちらを読みます。

議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議。

提出者、予算決算常任委員 桂川融己、下平裕次郎、大西尚子、高井範和、桂川いずみ。

少子化が進む下呂市において、子育て支援に係る施策は大変重要である。

そうした中、小学校入学準備品のうち家庭への負担が大きい高額なランドセルの購入に対し、ランドセルを無償配付するための補正予算が計上された。

この事業においては、令和7年度における小学校新入児童に対し、希望者にランドセルを無償配付し、希望されない家庭には配付するランドセルの購入代金相当分を入学祝い金として支給する考えである。

しかしながら、令和8年度の小学校新入児童に対しては、希望者にランドセルを無償配付するのみで、それ以外の家庭への支援は行わない方針であり、入学準備の経済的負担を軽減し、就学に係る子育て支援であれば、当市の全ての小学校新入児童に対して公平な支援とすべきである。

よって、本補正予算の執行においては、下記事項について特段の配慮をすることを強く求めるものである。

1. 小学校新入児童へのランドセル無償配付は、新たに始める事業であるため、実施期間を定め、事業効果などの評価検証を行うこと。

2. 令和8年度以降も令和7年度小学校新入児童に対する支援と同様に、全ての小学校の新入児童に公平な支援施策となるよう慎重に検討を行うこと。

以上、附帯決議をさせていただきます。議員各位の御理解と御賛同のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森 哲士議員）

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を求めます。

○委員（尾里集務議員）

附帯決議ということでございますが、この事業に対して、先ほど皆さん賛成ということでされたわけなんです、これは新規事業で、当然執行部側は今後検討していく余地もあると思いますし、もちろん悪ければ見直すというのは十分に執行部側はやられると思います。

あと、8年度については、既に購入している方には申し訳ないんですけども、全希望者、希望者という言い方は悪いんですけど、全ての新入生にランドセルを配付するという執行部側の方針。けれども、うちはランドセルを買うという人には配らないということなので、それはそれで平等性があると私は思いますので、これに対して附帯決議を出すということがいかなものかというふうに私は思います。

○委員長（森 哲士議員）

答えどうですか。

○委員（桂川融己議員）

まさにおっしゃっていただいたとおり、市のほうでもいろいろと考えていただくことだとは思いますが、やはり令和8年度以降のこういった運用を前提として、今年度の特例措置での入学祝い金という中で、やはり経済負担については、親御さん、例えば6万円のランドセルを自分で買う家も経済的な負担という意味では、6万円のランドセル代が出ていくという意味では変わらないというふうに思いますし、そういったものも踏まえて検討いただければという意味合いで附帯決議をさせていただいたものでございます。

先ほど賛成のほうに手を挙げていますので、これ自体が反対というわけではないので、その点は御理解いただければと思っております。

○委員長（森 哲士議員）

ほかに質疑ありませんか。

○委員（田中喜登議員）

今の説明は理解できますし、正当な意見かなということは思います。

ただ、7月以降の政策等説明会から始まって、この案件は数限りなく双方で議論をしてきました。そういった中で、いつだったか覚えはないんですが、この1番、2番ともにどんぴしゃりではございませんが、市長及び担当部局からの答弁の中に大体これをカバーするような答弁があったと私は認識しています。その辺のところを検証はされたのかお聞きします。

○委員（桂川融己議員）

まさにそういったところも検証をしながらの進めでございます。

内容としては、今回、一般会計補正予算に関して、節と目という部分に関しては、議会のほうでどうこうすることはできないというようなところも含めて、じゃあどういった形で議会としての意思を示すことができるのかというふうに考えた中で、附帯決議という形で、やること自体に

反対というわけではないという本当に前提で、子育て支援は大事であるというところはもう大前提ではありますし、そういった中で、今回附帯決議ということで意思表示という意味合いも込めてのものでございます。以上です。

○委員長（森 哲士議員）

ほか、質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議案の質疑を終結いたします。

これより令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議案について討論を行います。

まず、附帯決議案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次に、附帯決議案に賛成者の発言を許可いたします。

○委員（下平裕次郎議員）

附帯決議の賛成意見を述べさせていただきます。

令和8年度以降も全ての小学校入学児童に対して、公平な支援として、ランドセルを希望されない家庭へも、公平に支援をされたいと思います。私自身、令和8年度に入学する子供を持つ親として、同世代の保護者から多くの不平等感があるという声を耳にします。そのような市民の声に耳を傾け、最終的な目的である人口減少対策となる施策とされたい。

以上が附帯決議に対する賛成意見です。よろしくお願いします。

○委員長（森 哲士議員）

それでは次に、反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

次、賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議案について採決を行います。

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）に対する附帯決議案について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、附帯決議案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

それでは、原案に対する採決に戻ります。

議第118号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、

賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第118号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第119号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第120号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第121号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第122号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第123号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第124号については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

これにて、今定例会において当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了をいたしました。

午後 2 時02分 閉会